

## 令和4年度第3回献血推進調査会の審議結果について

- ・ 令和4年度第3回献血推進調査会の審議結果について（概要） …………… 1

### 【献血推進調査会 当日資料】

- ・ 資料1-1 令和5年度の献血の推進に関する計画(案)について（概要） …………… 3
- ・ 資料1-2 令和5年度献血推進計画（案） …………… 6
- ・ 資料1-3 （新旧）令和5年度の献血の推進に関する計画 …………… 16
- ・ 資料2-1 献血推進計画の在り方について（案） …………… 27
- ・ 資料2-2 第2回献血推進調査会関係者インタビュー概要 …………… 29
- ・ 資料3 新たな献血者シミュレーションについて～2035年度を見据えて～  
（日本赤十字社提出資料） …………… 32
- ・ 資料4 輸出に際しての献血者への同意説明書（案）について  
（日本赤十字社提出資料） …………… 68
- ・ 資料5 令和4年度上半期モニタリング結果について …………… 70

## 令和4年度第3回献血推進調査会の審議結果について（概要）

### 1 開催日時・場所

令和4年10月24日（月）14:00～16:00

日比谷国際ビルコンファレンススクエア8階8E会議室（Web会議）

### 2 出席者 ※五十音順、敬称略

#### ○献血推進調査会委員（11名）

石田 明、喜多村 祐里、柑本 美和、佐々木 司、武田 飛呂城、田中 里沙、土田 登也、  
人見 嘉哲、松本 剛史、宮川 政昭、村井 伸子（欠席 根岸 久美子）

#### ○日本赤十字社（2名）

松田 由浩、鹿野 千治

### 3 議事概要

#### ○議題1 令和5年度献血推進に関する計画（案）について

事務局より令和5年度の献血の推進に関する計画（案）を示し、前年度からの変更点、今後のスケジュールを説明した。

（委員からの主なご意見）

- ・ 原案で了承。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の蔓延によって、献血に遠のいた方への働きかけが必要。

#### ○議題2 献血推進計画の在り方について（案）

事務局より地方分権改革に提案されている「都道府県献血推進計画」の策定義務付けの廃止について、前回の調査会にて実施した都道府県関係者からの現状の聴取、これまでの議論を踏まえ、都道府県の事務負担の軽減を図る見直し案を提示し、議論した。

（委員からの主なご意見）

- ・ 事務負担の軽減を図る見直し案については、第2回調査会で意見を伺った都道府県の意向が反映されているが、更に全ての都道府県にも確認する必要があるのではないかと。
- ・ 都道府県献血推進計画に係る事務手続きの簡素化に向けて、国の献血推進計画を早期に施行する取り組みが必要。

#### ○議題3 血液需給将来予測推計について

日本赤十字社より2035年度を見据えた輸血用血液製剤の需給推計、今後の対策と取組を示し、議論した。

（委員からの主なご意見）

- ・ 2035年度に大幅な献血者の不足が見込まれることに対して、改善策を考えるうえで、「ラブラッド」会員を増やす取組等を行うこと。

- ・ 献血血液の確保に関して、学校教育へ授業の指導案の提示を行うなどの働き掛けが必要。

○議題4 輸出に際しての献血の同意説明書（案）について

国内血漿由来の血漿分画製剤の輸出について、事前に献血者の方に説明し、同意を得る献血の同意説明書への記載内容について、前回の調査会での議論を踏まえ、日本赤十字社より改めて案が示され、議論した。

（委員からの主なご意見）

- ・ 同意説明書への記載項目として、研究用と輸出用で分ける必要性があることについて、理解した。
- ・ 今回の調査会での議論を踏まえ、引き続き厚生労働省と協議していただきたい。

○議題5 その他

事務局より上半期モニタリング結果として、令和4年4月～令和4年9月までの献血に関わる実績を説明した。

（委員からの主なご意見）

- ・ なし。

以上

## 令和5年度の献血の推進に関する計画（案）について（概要）

### 1. 趣旨

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）を定めることとされている。

今般、令和5年度の献血推進計画を定めるもの。

### 2. 内容

○ 法第10条第2項に基づき、献血推進計画は次に掲げる事項について定めることとされている。

第1 当該年度に献血により確保すべき血液の目標量

第2 献血に関する普及啓発その他の当該目標量を確保するために必要な措置に関する事項

第3 その他献血の推進に関する重要事項

○ 上記の事項について、令和3年度までの献血の実施状況とその評価等を踏まえ、令和5年度の献血推進計画を定める。なお、令和4年度の献血推進計画からの主な変更点は以下のとおり。

- ・ 第2の事項において、「献血セミナー」等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に、採血事業者が提供する献血Web会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかけることについて追記。

**3. 根拠法令** 法第10条第1項及び同条第4項において準用する法第9条第5項

### 4. 告示日等

- 告示日：令和5年2月下旬（予定）
- 適用期日：令和5年4月1日（予定）

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）（抄）

(基本方針)

第九条 厚生労働大臣は、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向

二 血液製剤(用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であつて、厚生労働省令で定めるものを含む。第八号において同じ。)についての中期的な需給の見通し

三 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項

四 献血の推進に関する事項

五 血液製剤の製造及び供給に関する事項

六 血液製剤の安全性の向上に関する事項

七 血液製剤の適正な使用に関する事項

八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基本方針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。

5 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(献血推進計画)

第十条 厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画(以下「献血推進計画」という。)を定め、都道府県にその写しを送付するものとする。

2 献血推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該年度に献血により確保すべき血液の目標量

二 献血に関する普及啓発その他の前号の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

三 その他献血の推進に関する重要事項

3 採血事業者及び血液製剤(厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)の製造販売業者は、献血推進計画の作成に資するため、毎年度、翌年度において献血により受け入れることが可能であると見込まれる血液の量、供給すると見込まれる血液製剤の量その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 前条第四項及び第五項の規定は、献血推進計画について準用する。

- 5 都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画（次項において「都道府県献血推進計画」という。）を定めるものとする。
- 6 都道府県は、都道府県献血推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(案)

# 令和5年度の献血の推進に 関する計画

令和5年 月 日

厚生労働省告示第号

# 目次

前文	1
第1 令和5年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	1
1 献血推進の実施体制と役割	1
2 献血推進のための施策	2
(1) 普及啓発活動の実施	
ア 国民全般を対象とした普及啓発	
イ 若年層を対象とした普及啓発	
ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発	
(2) 採血所の環境整備等	
ア 献血者が安心して献血できる環境の整備	
イ 献血者の利便性の向上	
第3 その他献血の推進に関する重要事項	5



1	献血の推進に際し、考慮すべき事項 . . . . .	5
	(1) 血液検査による健康管理サービスの充実	
	(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進	
	(3) 採血基準の在り方の検討	
	(4) まれな血液型の血液の確保	
	(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施	
2	輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応 . .	6
3	災害時等における献血の確保 . . . . .	6
4	献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価 . . . . .	6

# 令和5年度の献血の推進に関する計画

## 前文

- 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和5年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づくものである。

## 第1 令和5年度に献血により確保すべき血液の目標量

- 令和5年度に必要なと見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤52万リットル、血漿製剤<sup>しょう</sup>25万リットル、血小板製剤17万リットルであり、それぞれ必要なと見込まれる量と同量が製造される見込みである。
- さらに、確保されるべき原料血漿<sup>しょう</sup>の量の目標を勘案すると、令和5年度には、全血採血による●万リットル及び成分採血による●万リットル（血漿成分採血●万リットル及び血小板成分採血●万リットル）の計●万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

## 第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

令和3年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和5年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

### 1 献血推進の実施体制と役割

- 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした輸血用血液製剤及び血漿<sup>しょう</sup>分画製剤（以下「血液製剤」という。）の安定供給を確保し、その国内自給を推進する。そのため、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていることなどを含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。
- 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、地域の実情に応じた取組を通じて、住民の献血への関心を高め、献血への参加を促進する。都道府県は、採血事業者、医療関係者、

商工会議所、教育機関、報道機関、ボランティア組織等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、採血事業者、血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画を策定する。このほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。また、市町村においても、同様の協議会を設置し、献血推進に取り組むことが望ましい。

- ・ 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施することなどにより、献血や血液製剤に関する一層の理解を促すとともに、献血への協力を呼びかけることが求められる。

## 2 献血推進のための施策

### (1) 普及啓発活動の実施

#### ア 国民全般を対象とした普及啓発

##### (ア) 全国的なキャンペーン等の実施

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、千葉県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。
- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、テレビ、SNSを含むインターネット、ポスター等の各広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。その際、ポスター等においてはインターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。
- ・ 国及び採血事業者は、都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している血漿<sup>しょう</sup>分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分採血への協力を呼びかける。

##### (イ) 企業等における献血への取組の推進

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、企業等の社会貢献活動の一つとして、集団献血を含めた企業等における献血の推進を

促す。

- ・ 採血事業者は、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。特に若年層の労働者の献血促進について企業等に協力を求める。また、献血や血液製剤について企業等に分かりやすく説明するための「献血セミナー」を実施する。
- ・ 企業等は、従業員等に対し、ボランティア活動の一環として献血に協力するよう呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易に行えるよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境づくりを推進することが望ましい。

#### (ウ) 複数回献血の推進

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血の重要性や安全性について広く国民に周知する。
- ・ 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

### イ 若年層を対象とした普及啓発

#### (7) 普及啓発資材の作成

- ・ 国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、高校生を対象とした献血や血液製剤について解説した教材及び中学生を対象とした献血への理解を促すポスターを作成する。なお、作成にあたっては、学校等でのパソコン、タブレット等による利用にも留意する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの教材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。

#### (イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、SNSを含むインターネット等を主体とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえるよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働きかけや、献血についての普及啓発資材に国が作成した献血推進キャラクターを活用するなど、実効性のある取組を行う。

#### (ウ) 献血セミナー等の実施

- ・ 採血事業者は、「献血セミナー」を開催するとともに、血液センター等での体験学習の機会を積極的に設け、献血や血

液製剤について正確な情報を伝え、協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。また、「献血セミナー」等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に、採血事業者が提供する献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける。

- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者が実施する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習の機会を学校等において積極的に活用してもらえよう情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。

#### (I) 学校等における献血の普及啓発

- ・ 採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促す。また、将来医療従事者になろうとする者に、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

#### ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

- ・ 次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、国、都道府県、市町村及び採血事業者は、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、血液センター等を活用した啓発を行う。

#### (2) 採血所の環境整備等

##### ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 採血事業者は、献血の受入れに際して献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意する。その際、献血ができなかった者に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。
- ・ 採血事業者は、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保するなど、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報を保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施するなど、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。
- ・ 採血事業者は、特に初回献血者が抱えている不安等を軽減することはもとより、献血者の安全確保を図ることが必要である。このため、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を採血の度ごとに十分に行う。

- ・ 採血事業者は、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境づくり等を行い、より一層のイメージアップを図る。
- ・ 採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行うとともに、献血者へ対策についての情報発信を適切に行う。
- ・ 国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

#### イ 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、ICTを活用したWEB予約の推進等に積極的に取り組む。

### 第3 その他献血の推進に関する重要事項

#### 1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

##### (1) 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低血色素により献血ができなかった者に対して、栄養士等による健康相談を実施する。
- ・ 献血申込者の健康管理に資する検査の充実は献血の推進に有効であることから、国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

##### (2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進

- ・ 国は、採血事業者と連携し、献血者の本人確認及び問診の徹底、HIV等の感染症の検査を目的とした献血を防止するための措置等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上させるための対策を推進する。

##### (3) 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを検討する。

##### (4) まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その者の意向を踏まえ、登録を依頼する。
- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

## (5) 献血者の意思を尊重した採血の実施

- ・ 採血事業者は、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分（200ミリリットル全血採血、400ミリリットル全血採血又は成分採血）や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分を決定する。（なお、採血事業者が献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることは可能である。）

## 2 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、製造販売業者等の保有する輸血用血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を来す危険性を勘案し、国の献血推進本部設置要綱（平成17年4月1日決定）及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずる。

## 3 災害時等における献血の確保

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、採血事業者は、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。
- ・ 採血事業者は、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。国、都道府県及び市町村は、広域的な需給調整を行う際など、採血事業者の取組を支援する。
- ・ 採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。また、国、都道府県及び市町村は、採血事業者の取組を支援する。

## 4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和6年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。

- ・ 国は、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について、献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。
- ・ 採血事業者は、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。併せて、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。



令和5年度の献血の推進に関する計画（案） 新旧対照表

（傍線部分は変更部分）

令和5年度献血推進計画（案）	令和4年度献血推進計画
<p>・ 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和5年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づくものである。</p> <p><b>第1 令和5年度に献血により確保すべき血液の目標量</b></p> <p>・ 令和5年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 52万リットル、血漿製剤 25万リットル、血小板製剤 17万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。</p> <p>・ さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、令和5年度には、全血採血による●万リットル及び成分採血による●万リットル（血漿成分採血●万リットル及び血小板成分採血●万リットル）の計●万リットルの血液を献血により確保する必要がある。</p> <p><b>第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するため</b></p>	<p>・ 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和4年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づくものである。</p> <p><b>第1 令和4年度に献血により確保すべき血液の目標量</b></p> <p>・ 令和4年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 51万リットル、血漿製剤 26万リットル、血小板製剤 17万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。</p> <p>・ さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、令和4年度には、全血採血による 133万リットル及び成分採血による 93万リットル（血漿成分採血 62万リットル及び血小板成分採血 31万リットル）の計 226万リットルの血液を献血により確保する必要がある。</p> <p><b>第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するため</b></p>

令和5年度献血推進計画（案）	令和4年度献血推進計画
<p data-bbox="197 290 584 323"><b>に必要な措置に関する事項</b></p> <p data-bbox="197 379 1104 504">令和3年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和5年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。</p> <p data-bbox="183 557 241 590">（略）</p>	<p data-bbox="1189 290 1576 323"><b>に必要な措置に関する事項</b></p> <p data-bbox="1182 379 2101 504">令和2年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和4年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。</p> <p data-bbox="1182 557 1621 590"><b>1 献血推進の実施体制と役割</b></p> <ul data-bbox="1218 603 2101 1425" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1218 603 2101 1070">・ 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした輸血用血液製剤及び血漿分画製剤（以下「血液製剤」という。）の安定供給を確保し、その国内自給を推進する。そのため、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていることなどを含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。</li> <li data-bbox="1218 1082 2101 1425">・ 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、地域の実情に応じた取組を通じて、住民の献血への関心を高め、献血への参加を促進する。都道府県は、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関、ボランティア組織等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、採血事業者、血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画を策定する。このほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討する</li> </ul>

令和5年度献血推進計画（案）	令和4年度献血推進計画
<p>2 献血推進のための施策</p> <p>(1) 普及啓発活動の実施</p> <p>ア 国民全般を対象とした普及啓発</p> <p>(7) 全国的なキャンペーン等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、<u>翌年</u>の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、<u>千葉県</u>において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>とともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。また、市町村においても、同様の協議会を設置し、献血推進に取り組むことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施することなどにより、献血や血液製剤に関する一層の理解を促すとともに、献血への協力を呼びかけることが求められる。</li> </ul> <p>2 献血推進のための施策</p> <p>(1) 普及啓発活動の実施</p> <p>ア 国民全般を対象とした普及啓発</p> <p>(7) 全国的なキャンペーン等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、<u>愛媛県</u>において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。</li> <li>国、都道府県、市町村及び採血事業者は、テレビ、SNSを含むインターネット、ポスター等の各広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関す</li> </ul>

令和5年度献血推進計画（案）	令和4年度献血推進計画
<p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>る理解と協力を呼びかける。その際、ポスター等においてはインターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国及び採血事業者は、都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している血漿分画製剤<sup>しょうぶんわせいざい</sup>について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分採血への協力を呼びかける。</li> </ul> <p><b>(イ) 企業等における献血への取組の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、企業等の社会貢献活動の一つとして、集団献血を含めた企業等における献血の推進を促す。</li> <li>採血事業者は、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。特に若年層の労働者の献血促進について企業等に協力を求める。また、献血や血液製剤について企業等に分かりやすく説明するための「献血セミナー」を実施する。</li> <li>企業等は、従業員等に対し、ボランティア活動の一環として献血に協力するよう呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易に行えるよう配慮</li> </ul>

令和5年度献血推進計画（案）	令和4年度献血推進計画
<p>(略)</p> <p><b>イ 若年層を対象とした普及啓発</b> (略)</p> <p>(略)</p>	<p>するなど、進んで献血しやすい環境づくりを推進することが望ましい。</p> <p><b>(ウ) 複数回献血の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血の重要性や安全性について広く国民に周知する。</li> <li>・ 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。</li> </ul> <p><b>イ 若年層を対象とした普及啓発</b></p> <p><b>(7) 普及啓発資材の作成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、高校生を対象とした献血や血液製剤について解説した教材及び中学生を対象とした献血への理解を促すポスターを作成する。なお、作成にあたっては、学校等でのパソコン、タブレット等による利用にも留意する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの教材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。</li> </ul> <p><b>(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、都道府県及び採血事業者は、SNSを含むイン</li> </ul>

令和5年度献血推進計画（案）	令和4年度献血推進計画
<p>(ウ) 献血セミナー等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採血事業者は、「献血セミナー」を開催するとともに、血液センター等での体験学習の機会を積極的に設け、献血や血液製剤について正確な情報を伝え、協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。<u>また、「献血セミナー」等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に、採血事業者が提供する献血 Web 会員サービス「ラブブラッド」への登録を働きかける。</u></li> </ul> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>ターネット等を主体とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえるよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働きかけや、献血についての普及啓発資材に国が作成した献血推進キャラクターを活用するなど、実効性のある取組を行う。</p> <p>(ウ) 献血セミナー等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採血事業者は、「献血セミナー」を開催するとともに、血液センター等での体験学習の機会を積極的に設け、献血や血液製剤について正確な情報を伝え、協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。</li> <li>都道府県及び市町村は、採血事業者が実施する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習の機会を学校等において積極的に活用してもらえるよう情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。</li> </ul> <p>(イ) 学校等における献血の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促す。また、将来医療従事者になろうとする者に、多くの国民の献血によって医療</li> </ul>

令和5年度献血推進計画（案）	令和4年度献血推進計画
<p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。</p> <p><b>ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、国、都道府県、市町村及び採血事業者は、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、血液センター等を活用した啓発を行う。</li> </ul> <p><b>(2) 採血所の環境整備等</b></p> <p><b>ア 献血者が安心して献血できる環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採血事業者は、献血の受入れに際して献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意する。その際、献血ができなかった者に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。</li> <li>採血事業者は、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保するなど、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報を保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施するなど、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。</li> <li>採血事業者は、特に初回献血者が抱えている不安等を軽減することはもとより、献血者の安全確保を図ることが必要である。このため、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった</li> </ul>

令和5年度献血推進計画（案）	令和4年度献血推進計画
<p>第3 その他献血の推進に関する重要事項</p> <p>（略）</p>	<p>場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を採血の度ごとに十分に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採血事業者は、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境づくり等を行い、より一層のイメージアップを図る。</li> <li>採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行うとともに、献血者へ対策についての情報発信を適切に行う。</li> <li>国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。</li> </ul> <p><b>イ 献血者の利便性の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、ICTを活用したWEB予約の推進等に積極的に取り組む。</li> </ul> <p>第3 その他献血の推進に関する重要事項</p> <p>1 献血の推進に際し、考慮すべき事項</p> <p>(1) 血液検査による健康管理サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採</li> </ul>



令和5年度献血推進計画（案）	令和4年度献血推進計画
	<p>血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低血色素により献血ができなかった者に対して、栄養士等による健康相談を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>献血申込者の健康管理に資する検査の充実は献血の推進に有効であることから、国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。</li> </ul> <p><b>(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国は、採血事業者と連携し、献血者の本人確認及び問診の徹底、H I V等の感染症の検査を目的とした献血を防止するための措置等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上させるための対策を推進する。</li> </ul> <p><b>(3) 採血基準の在り方の検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを検討する。</li> </ul> <p><b>(4) まれな血液型の血液の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その者の意向を踏まえ、登録を依頼する。</li> <li>国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。</li> </ul> <p><b>(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採血事業者は、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分（200ミリリットル全血採血、400ミリリットル全血採血又は成分採血）や採血基準を満たして</li> </ul>

令和5年度献血推進計画（案）	令和4年度献血推進計画
<p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>いれば、いずれの採血も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分を決定する。（なお、採血事業者が献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることは可能である。）</p> <p><b>2 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国、都道府県及び採血事業者は、製造販売業者等の保有する輸血用血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を来す危険性を勘案し、国の献血推進本部設置要綱（平成17年4月1日決定）及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずる。</li> </ul> <p><b>3 災害時等における献血の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国、都道府県、市町村及び採血事業者は、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、採血事業者は、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。</li> <li>採血事業者は、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。国、都道府県及び市町村は、広域的な需給調整を行う際など、採血事業者の取組を支援する。</li> </ul>

令和5年度献血推進計画（案）	令和4年度献血推進計画
<p><b>4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和6年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直す必要がある。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。また、国、都道府県及び市町村は、採血事業者の取組を支援する。</li> </ul> <p><b>4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和5年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直す必要がある。</li> <li>国は、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について、献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。</li> <li>採血事業者は、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。併せて、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。</li> </ul>

令和4年10月24日  
医薬・生活衛生局  
血液対策課

### 献血推進計画の在り方について（案）

令和3年12月21日閣議決定に基づく安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）（以下「血液法」という。）第10条第5項に定める都道府県献血推進計画（以下「県計画」という。）の策定義務の廃止等にあたっては、令和4年9月22日開催の薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会献血推進調査会における関係者からの貴重な御意見等を踏まえ、今後の方向性を示す。

まず、血液法の第3条基本理念では、第4項に「国、地方公共団体その他の関係者は、この法律に基づく施策の策定及び実施に当たっては、公正の確保及び透明性の向上が図られるよう努めなければならない。」とされている。このことから県計画の策定は血液法に定める基本理念であると考ええる。

また、日本国内に供給される血液製剤の原料である血液は、無償の献血により賄われ、需給均衡であることが命題であることを踏まえると、特別の事情のない限り、採血事業者との協議により自治体の目標量は定まる。

一方、関係者からの御意見で明らかになった審議の内容や目標値の形骸化、県による献血推進協議会等の年度末開催に係る日程調整等の事務負担などの改善を求めるもの、国からの通達を早めることでの年度末に係る事務の負担感の緩和など、県計画の策定廃止を求めるのではなく、取組次第では解消しうる発言があった。

これらの検討を踏まえ、血液法に定める県計画策定義務については、血液法に定める基本理念に基づき公正の確保及び透明性の向上を図るため、引き続き策定することとする。

一方、事務に係る負担感を解消するため、毎年11月15日までに採血事業者が届け出る献血推進計画策定に資するための、翌年度において献血により受け入れることが可能であると見込まれる量等については、都道府県と各地の血液センターの協議時に合意した量をもって、県計画における献血により確保すべき血液の目標量とすることも可能とする。なお、自治体における確保目標量の策定時には、採血事業者と十分協議することとする。

また、国は自治体に対して、当該年度に献血により確保すべき血液の目標量の周知を令和3年度には1ヶ月早めたが、さらに前倒しして周知するよう努めることとする。

## ○令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

（令和3年12月21日 閣議決定）

### 5 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

#### (30) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭31法160）

都道府県献血推進計画（10条5項）については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。（以下、略）

## ○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（抄）

（昭和三十一年六月二十五日法律第百六十号）

（基本理念）

### 第三条

4 国、地方公共団体その他の関係者は、この法律に基づく施策の策定及び実施に当たっては、公正の確保及び透明性の向上が図られるよう努めなければならない。

（献血推進計画）

### 第十条

3 採血事業者及び血液製剤（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の製造販売業者は、献血推進計画の作成に資するため、毎年度、翌年度において献血により受け入れることが可能であると見込まれる血液の量、供給すると見込まれる血液製剤の量その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画（次項において「都道府県献血推進計画」という。）を定めるものとする。

## ○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（抄）

（昭和三十一年厚生省令第二十二号）

（献血推進計画作成のための届出事項）

### 第三条の二

2 法第十条第三項の規定により採血事業者が行う届出は、毎年度、十一月十五日までに、（中略）行うものとする。

令和4年10月24日  
医薬・生活衛生局  
血液対策課

## 第2回献血推進調査会関係者インタビュー概要

事前に事務局及び調査会委員から提案のあった関係者からの見解を伺いたい事項について、「都道府県献血推進計画」（以下、「推進計画」。）を策定している4地方自治体の担当者から、それぞれ5分程度で説明いただき、その後に調査会委員からの意見・質問の時間に充てた。

（栃木県）

好事例の内容としてスライドを使用した説明が中心。

若年層の献血率が高くなっている取り組みを説明。

例として、県内の高校の80%に出張採血を実施し、「推進計画」にも記載がある県独自の取り組みとして、オリジナルの献血カードを配布し、高校卒業後も見据えた献血推進の取り組みを行っている。

（滋賀県）

現状の「推進計画」では、献血により確保すべき血液の目標量が増加したとしても、献血に関する新たな普及啓発事業を行うのは難しい。県献血推進協議会の委員から出た意見を計画案に反映できる場所が限られている。

（兵庫県）

献血により確保すべき血液量が県血液センターから県庁に示されるのが年明けの1月中旬となっているため、それ以降に県献血推進協議会を開催することになり、年度末ということで日程調整等の事務が負担となっている。必要量を示す時期の前倒しを希望。

（広島県）

県の協議会は例年3月に開催しているが、事務の負担とは感じていない。来年度はG7サミットの首脳会議が開催されるが、事前準備により、「推進計画」策定や献血推進の取り組みに影響はない。

「推進計画」を廃止した場合、計画を諮問する県献血推進協議会の必要性が失われることになり、公正の確保・透明性の向上の観点から問題となる。

意見・質問

- 宮川委員 一部の自治体で負担となっている県献血推進協議会の開催の前倒し検討が必要。
  
- 田中委員 栃木県のオリジナルの献血カード（アナログ）の取り組みが上手くいっていることに感心。  
滋賀県に若年層向けの啓発イベントが献血の契機となっているかを質問。
  
- 栃木県 献血カードは始めたばかりの事業で県内でしか使えない問題点がある。
  
- 滋賀県 季節のイベントに合わせて年に3、4回実施する学生献血推進協議会による啓発活動は同世代からの呼び掛けということもあり、献血を受け入れてもらいやすい効果がある。献血可能年齢以下の中学生を対象に献血推進のポスターコンクールを実施し、若年層向けの啓発を行っている。
  
- 事務局 協議会の開催時期の前倒しに関して、必要血液量を県血液センターから自治体に正式に示す前でも開催可能と回答。
  
- 武田委員 都道府県が献血推進計画を作るためにどうするかという議論ではなく、今後も血液を安定供給していくためにどのようなことが必要かを議論し、その上で国は、各都道府県の献血推進計画をどのように位置づけるか、策定方法をどう改善できるかを考えていく必要があるのではないか。4県の県内部における「推進計画」の位置づけはどうなっているのか。
  
- 栃木県 「推進計画」を策定することで献血推進の取り組みを行う事業に対する予算を確保している。
  
- 滋賀県 啓発事業を例年実施することで予算を確保しているため、「推進計画」に基づいて事業を行っているということはない。
  
- 兵庫県 県の協議会が年度末の開催となるため、必要血液量の議論が中心となり、啓発事業等の議論も行っていきたい。

- 広島県 「推進計画」があることで普及啓発等の事業が行えているので、維持するべき。
- 柑本委員 ①各自治体の血液事業の体制②県献血推進協議会の役割③令和2年8月27日付医薬・生活衛生局長通知（「推進計画」に定める事項を示している。献血により確保すべき血液の目標量、普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項、その他献血の推進に関する重要事項）による各自治体の裁量
- 栃木県 ①専任1名（事業によっては他業務職員の応援）②確保すべき血液の目標量はブロック内での調整により割り当てられるため、協議会で裁量はない③啓発事業は自由に記載している
- 滋賀県 ①兼業②普及啓発等を議論③普及啓発・献血推進に係る広報等は自由に記載している。血液の目標量の設定の裁量はない。
- 兵庫県 ①兼業②年1回開催③血液の目標量の設定の裁量の余地は少ない。
- 広島県 ①専任1名②3月に「推進計画」を審議③血液の目標量の設定の裁量はないが、来年度はサミット開催に伴う緊急時に備えて、血液センターと協議したい。
- 喜多村委員 目標値がなければ、事業として行えないのでは。「推進計画」の策定の負担感を減らすための通知を出してはどうか。広報で裁量を発揮していただき、独自の取組をしていただきたい。



# 新たな献血者シミュレーションについて ～2035年度を見据えて～



日本赤十字社  
Japanese Red Cross Society

令和4年10月24日（月）  
薬事・食品衛生審議会  
血液事業部会献血推進調査会

## 背景 ①

昨年度の「第2回血液事業部会献血推進調査会（令和3年10月29日開催）」において、新型コロナウイルス感染症に伴う輸血用血液製剤の需要は影響なく推移していることを検証結果で報告している。

一方、献血血液の確保については、大きな影響を受け、企業・学域等、テレワークやオンライン授業の推奨により、移動採血による献血中止が相次ぎ、計画通りの配車が困難な状況であった。

なかでも、学域献血の中止により、10代・20代の献血協力者数は大きく減少することとなった。

特に、首都圏は大きな影響を受け、安定的な献血血液の確保が厳しい状況であった。

以上の背景から献血者の動向を分析し、2035年度を見据えた献血者シミュレーションの検証を行うこととした。

## 背景 ②

- (1) 近年の献血血液確保については、献血Web会員サービス「ラブラッド」を活用し、登録者への献血依頼により、事前予約及び複数回献血に協力をいただいたことで需要に応じた献血血液の確保が図られてきた。
- (2) 一方、実献血者は新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前から年々減少傾向にあり、献血可能人口に占める割合は約3%程度にとどまっている。このような状況では、将来の献血血液確保に大きな影響を受け、需要に応じた必要量の確保が困難になると推測される。
- (3) 今回の需要推計に伴う献血者シミュレーションは、課題を明確化し課題解決に向けて取組む指標とする。

# これまでの需要推計及び献血者シミュレーション 経緯

2016年度

- ・ 2013年度のDPCデータ、2014年の患者調査データ等を用い需要推計値を算出
- ・ 有識者へのヒアリング

2017年度

- ・ 国（厚労省）から都道府県衛生主管部へ事務連絡を発出（調査対象医療機関への協力依頼）
- ・ 全国671医療機関への調査（各血液センター主要医療機関への調査）
- ・ 輸血用血液製剤に関する需要推計値の算出

2018年度

- ・ 地域医療計画/地域医療構想を踏まえた医療ニーズの変化を考慮した需要推計の再検証
- ・ 血液事業部会運営委員会（厚労省）から必要原料血漿量の予測が示された

2019年度

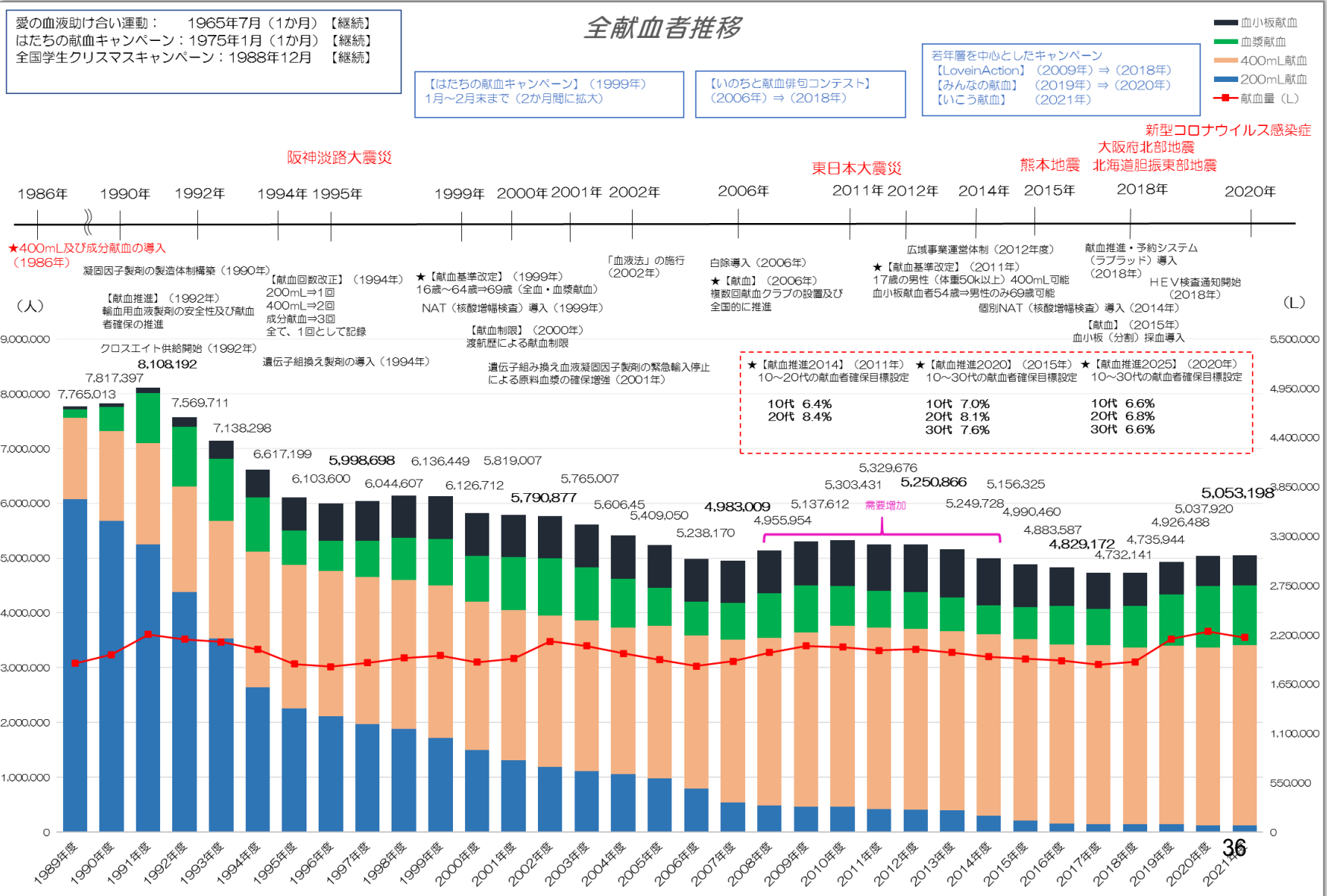
- ・ 需要推計に伴う献血者シミュレーション作成（2022年度/2025年度/2027年度）
- ・ 令和元年10月17日開催の血液事業部会献血推進調査会への報告（2022年度/2027年度）

2020年度

- ・ 国から「献血推進2025」の目標値設定依頼
- ・ 令和3年1月28日開催の献血推進調査会へ報告（2022年度/2025年度/2027年度）

# これまでの血液事業

## 全献血者推移

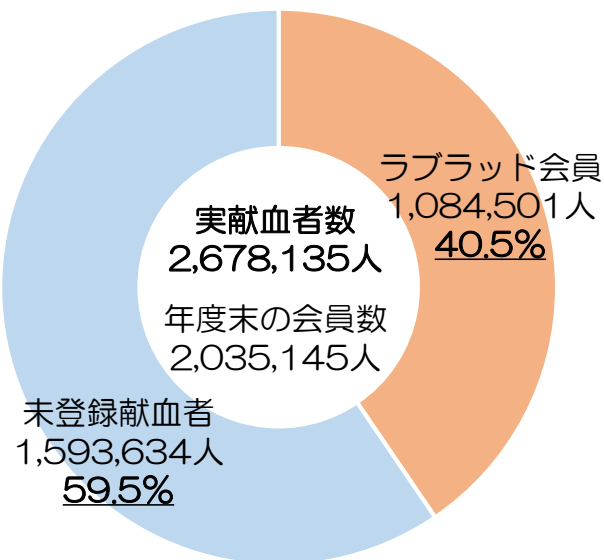


# 現状分析

## (2017年度～2021年度)

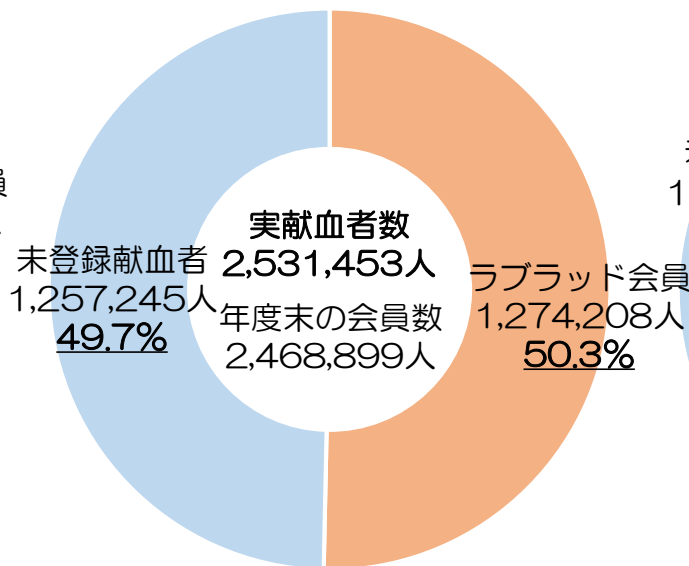
# 実献血者数のラブラッド会員割合（2019～2021年度）

2019年度



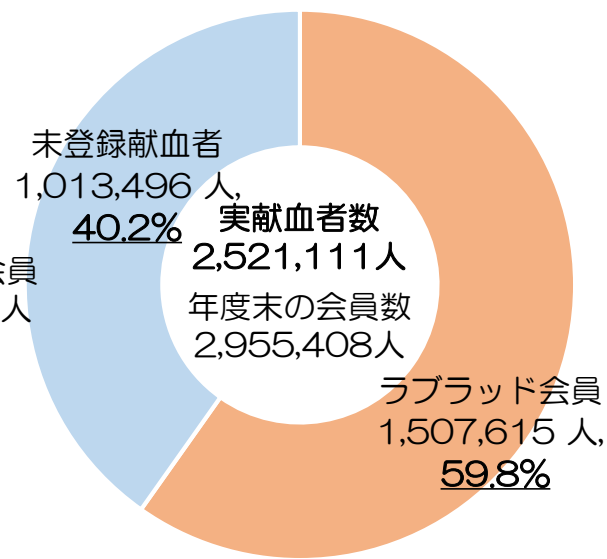
未登録献血者献血回数 : 1.41回  
 ラブラッド会員献血回数 : 2.52回

2020年度



未登録献血者献血回数 : 1.38回  
 ラブラッド会員献血回数 : 2.60回

2021年度



未登録献血者献血回数 : 1.34回  
 ラブラッド会員献血回数 : 2.45回

■ ラブラッド会員 ■ 未登録献血者

	2019年度		2020年度		2021年度	
	献血者数	割合	献血者数	割合	献血者数	割合
ラブラッド会員	1,084,501	40.5%	1,274,208	50.3%	1,507,615	59.8%
未登録献血者	1,593,634	59.5%	1,257,245	49.7%	1,013,496	40.2%
実献血者数計	2,678,135	100.0%	2,531,453	100.0%	2,521,111	100.0%

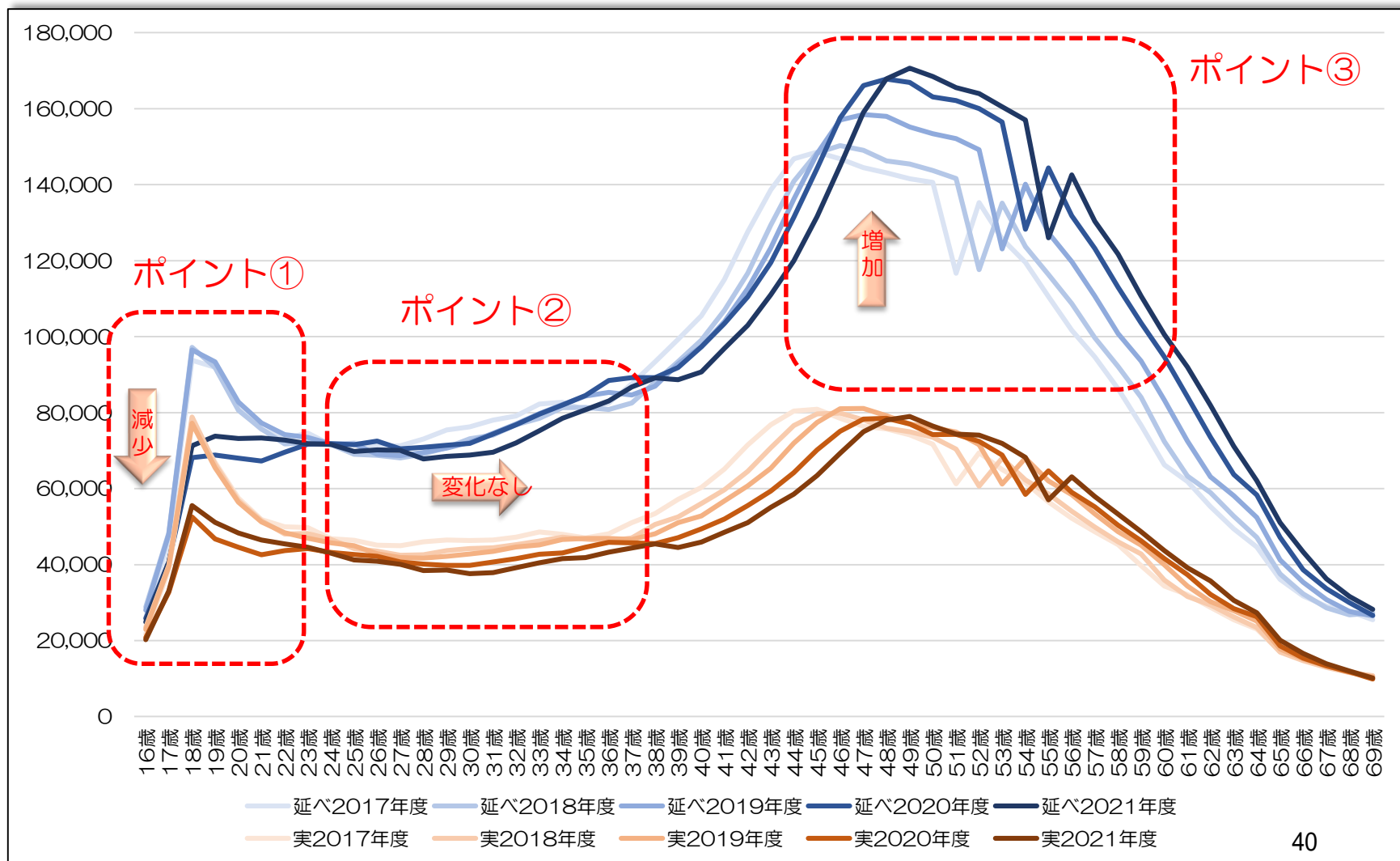
# 人口・実・延べ献血者数の推移（2017～2021年度）

年代	種 別	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
10代	献血可能人口	4,880,778	4,885,729	4,834,920	4,815,973	4,649,659
	実献血者数	204,307	208,616	205,135	152,791	159,948
	延べ献血者数	257,958	266,121	265,798	203,467	210,584
	1人当たり献血数	1.26	1.28	1.30	1.33	1.32
	献血率	5.3%	5.4%	5.5%	4.2%	4.5%
20代	献血可能人口	12,946,165	12,883,778	12,856,113	12,876,369	12,822,884
	実献血者数	484,722	467,814	462,284	423,722	426,921
	延べ献血者数	738,937	717,573	729,301	705,192	709,094
	1人当たり献血数	1.52	1.53	1.58	1.66	1.66
	献血率	5.7%	5.6%	5.7%	5.5%	5.5%
30代	献血可能人口	15,708,106	15,355,336	15,011,727	14,681,005	14,374,823
	実献血者数	493,367	470,341	462,284	436,710	416,155
	延べ献血者数	841,869	810,122	819,710	827,843	792,590
	1人当たり献血数	1.71	1.72	1.77	1.90	1.90
	献血率	5.4%	5.3%	5.5%	5.6%	5.5%
40代	献血可能人口	19,290,324	19,130,896	18,983,617	18,758,473	18,425,929
	実献血者数	739,912	716,141	703,316	659,649	623,812
	延べ献血者数	1,358,045	1,332,378	1,350,435	1,364,830	1,295,759
	1人当たり献血数	1.84	1.86	1.92	2.07	2.08
	献血率	7.0%	7.0%	7.1%	7.3%	7.0%
50代	献血可能人口	15,464,782	15,874,743	16,139,997	16,445,051	16,811,709
	実献血者数	571,287	586,335	619,151	623,765	645,011
	延べ献血者数	1,107,743	1,162,755	1,270,257	1,386,032	1,447,055
	1人当たり献血数	1.94	1.98	2.05	2.22	2.24
	献血率	7.2%	7.3%	7.9%	8.4%	8.6%
60代	献血可能人口	18,222,310	17,441,932	16,731,935	15,997,229	15,510,948
	実献血者数	211,307	213,550	225,965	234,816	249,264
	延べ献血者数	427,589	446,995	490,987	550,556	598,116
	1人当たり献血数	2.02	2.09	2.17	2.34	2.40
	献血率	2.3%	2.6%	2.9%	3.4%	3.9%
合計	献血可能人口	86,512,465	85,572,414	84,558,309	83,574,100	82,595,952
	実献血者数	2,704,902	2,662,797	2,678,135	2,531,453	2,521,111
	延べ献血者数	4,732,141	4,735,944	4,926,488	5,037,920	5,053,198
	1人当たり献血数	1.75	1.78	1.84	1.99	2.00
	献血率	5.5%	5.5%	5.8%	6.0%	6.1%



# 実・延べ献血者数の推移（2017～2021年度）

(人)



## ポイント①：

16歳から21歳までは、実献血者及び延べ献血者が2020年度・2021年度と大きく減少している。

新型コロナウイルス感染症の影響により、学校等への移動採血の配車が困難になったことやオンライン授業等により協力者が減少したこと。10代から20代前半は集団献血が大きな協力要因であることから個々人の協力は少ない状況である。

### ●実献血者数

年齢	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
16歳	21,725	23,531	22,955	20,788	20,253
17歳	38,712	39,784	39,466	32,718	33,021
18歳	76,929	78,824	77,212	52,523	55,536
19歳	66,941	66,477	65,502	46,762	51,138
20歳	57,506	56,918	56,451	44,535	48,288
21歳	51,826	51,569	51,262	42,567	46,470
合計	313,639	317,103	312,848	239,893	254,706

### ●延べ献血者数

年齢	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
16歳	26,021	28,800	27,979	25,815	24,855
17歳	46,218	48,295	47,970	40,658	40,611
18歳	93,806	97,178	96,505	68,170	71,288
19歳	91,913	91,848	93,344	68,824	73,830
20歳	81,074	80,614	82,814	68,002	73,196
21歳	75,564	75,708	77,316	67,290	73,320
合計	414,596	422,443	425,928	338,759	357,100

### ● 16～21歳

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
実献血者数	313,639	317,103	312,848	239,893	254,706
延べ献血者数	414,596	422,443	425,928	338,759	357,100
1人当たりの献血数	1.32	1.33	1.36	1.41	1.40

## ポイント②：

26歳から36歳までは、全体の年代でも最も低い協力状況であり、この傾向は以前から変化していない。

新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度・2021年度は若干減少しているものの全体への影響はない。

### ●実献血者数

年齢	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
26歳	45,098	43,573	42,833	42,184	40,875
27歳	44,971	42,447	41,820	40,691	40,088
28歳	45,990	42,558	41,692	40,112	38,409
29歳	46,494	43,676	42,201	39,817	38,550
30歳	46,328	44,210	42,782	39,813	37,633
31歳	46,494	44,407	43,488	40,662	37,918
32歳	47,225	45,273	44,614	41,585	39,152
33歳	48,577	46,195	45,205	42,739	40,448
34歳	47,980	47,225	46,588	43,098	41,565
35歳	47,013	46,684	46,895	44,557	41,810
36歳	48,091	46,203	46,915	45,895	43,256
合計	514,261	492,451	485,033	461,153	439,704

### ●延べ献血者数

年齢	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
26歳	71,173	68,733	69,047	72,505	70,224
27歳	71,309	68,062	68,724	70,464	70,041
28歳	73,077	69,086	69,502	70,864	67,798
29歳	75,423	70,829	70,699	71,453	68,465
30歳	76,249	73,146	72,198	71,876	68,825
31歳	78,018	74,106	74,558	74,330	69,561
32歳	79,137	76,793	77,019	76,831	72,013
33歳	82,262	78,524	79,718	79,589	75,245
34歳	82,731	81,312	82,136	82,009	78,525
35歳	80,678	81,368	84,374	84,514	80,766
36歳	82,530	80,830	85,296	88,433	83,078
合計	852,587	822,789	833,271	842,868	804,541

### ● 26～36歳

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
実献血者数	514,261	492,451	485,033	461,153	439,704
延べ献血者数	852,587	822,789	833,271	842,868	804,541
1人当たりの献血数	1.66	1.67	1.72	1.83	1.83

## ポイント③：

49歳から61歳までは、全体の年代で最も多い協力状況であり、この群は20～30代の過去の時代から協力実績が高い傾向にあり、献血協力への意識が高い。特に、延べ献血者数が増加傾向にあり、2019年度以降は1人当たりの献血数が2回以上と他の年代と比較しても多い状況である。

### ●実献血者数

年齢	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
49歳	74,173	74,972	76,997	77,035	78,972
50歳	71,709	73,547	76,022	74,233	76,469
51歳	61,287	70,405	74,925	74,281	74,356
52歳	69,466	60,685	71,568	72,469	74,059
53歳	64,994	68,022	61,199	68,838	71,867
54歳	61,522	62,288	67,989	58,459	68,218
55歳	56,488	58,611	61,985	64,643	57,070
56歳	52,196	54,063	58,371	59,003	63,101
57歳	48,652	49,877	53,357	55,215	57,922
58歳	45,228	46,014	48,636	50,353	53,296
59歳	39,745	42,823	45,099	46,271	48,653
60歳	34,325	35,901	39,938	41,549	43,682
61歳	32,117	31,647	34,340	37,361	39,177
合計	566,020	580,336	617,407	628,442	651,401

### ●延べ献血者数

年齢	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
49歳	141,579	145,433	155,210	166,891	170,675
50歳	140,630	143,744	153,414	163,060	168,500
51歳	116,680	141,598	152,152	162,131	165,551
52歳	135,269	117,651	149,209	160,012	163,995
53歳	125,740	135,162	123,117	156,489	160,527
54歳	119,558	123,717	140,154	128,278	157,051
55歳	110,555	116,359	127,311	144,423	126,045
56歳	101,692	108,677	119,770	131,823	142,609
57歳	94,644	99,675	110,699	123,235	130,391
58歳	86,277	92,145	100,827	113,022	121,705
59歳	76,698	84,027	93,604	103,559	110,681
60歳	66,256	72,393	83,252	94,658	100,528
61歳	61,887	63,293	72,482	84,183	91,997
合計	1,095,256	1,154,697	1,272,577	1,401,813	1,471,080

### ● 49～61歳

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
実献血者数	566,020	580,336	617,407	628,442	651,401
延べ献血者数	1,095,256	1,154,697	1,272,577	1,401,813	1,471,080
1人当たりの献血数	1.94	1.99	2.06	2.23	2.26

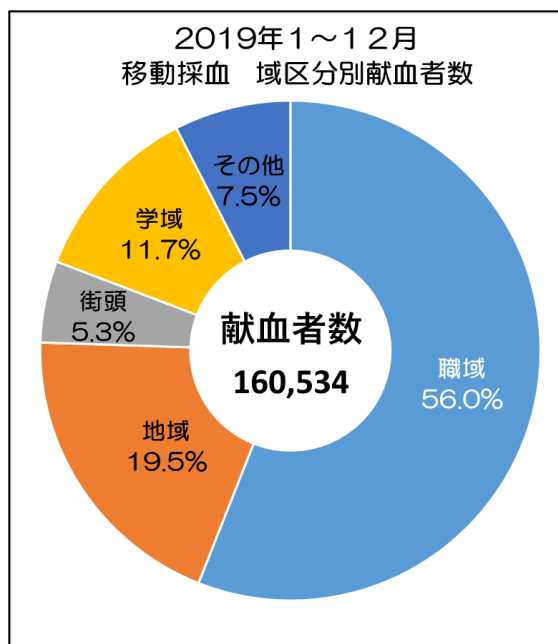
# 延べ献血者数及び献血率の推移（1991～2021年度）

年代	種別	1991年度	2001年度	2011年度	2021年度
10代	延べ献血者数	1,469,295	577,801	285,021	210,584
	献血率	20.8%	7.9%	4.8%	4.5%
20代	延べ献血者数	2,359,505	1,663,011	1,018,234	709,094
	献血率	14.7%	9.2%	7.5%	5.5%
30代	延べ献血者数	1,736,010	1,431,558	1,298,292	792,590
	献血率	8.8%	8.4%	7.2%	5.5%
40代	延べ献血者数	1,539,664	1,076,754	1,398,026	1,295,759
	献血率	8.9%	6.6%	8.3%	7.0%
50代	延べ献血者数	1,003,718	799,933	893,145	1,447,055
	献血率	4.9%	4.1%	5.6%	8.6%
60代	延べ献血者数		241,820	358,148	598,116
	献血率		1.6%	2.0%	3.9%
合計	延べ献血者数	8,108,192	5,790,877	5,250,866	5,053,198
	献血率	10.1%	6.2%	5.9%	6.1%

※ 血液事業年度報より

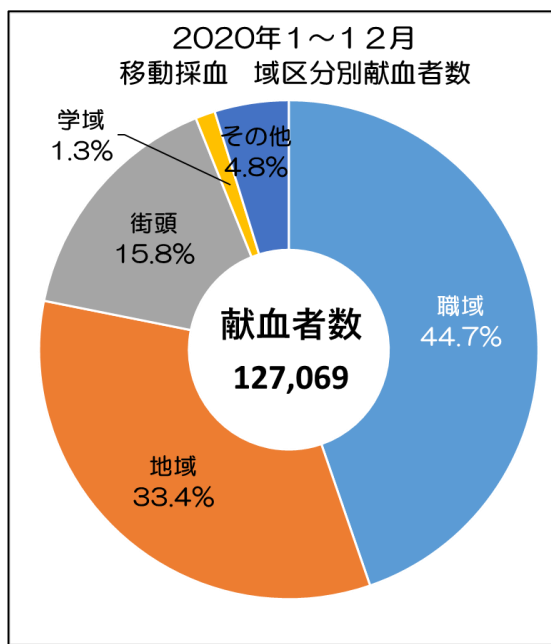
※ 1991年度については、50歳～64歳で合算されて算出していること。

# 移動採血域区分別献血者状況（東京都） 2019～2021年（1月～12月）



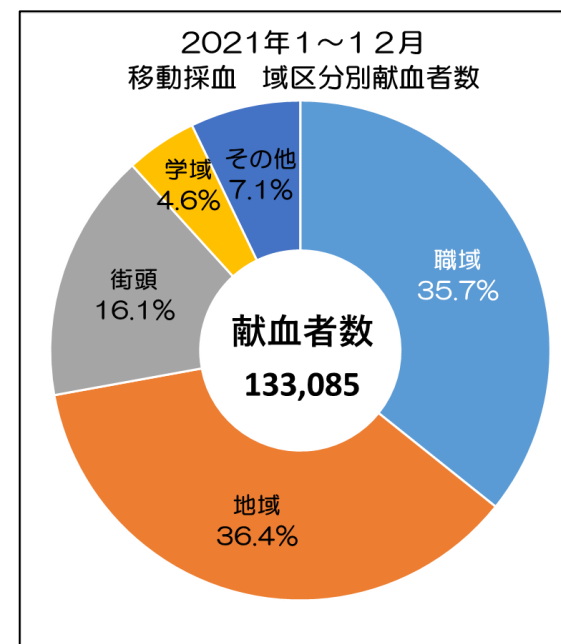
● 2019年（1月～12月）

会場区分	献血者数	構成比
職域	89,887	56.0%
地域	31,343	19.5%
街頭	8,471	5.3%
学域	18,732	11.7%
その他	12,101	7.5%
総計	160,534	100.0%



● 2020年（1月～12月）

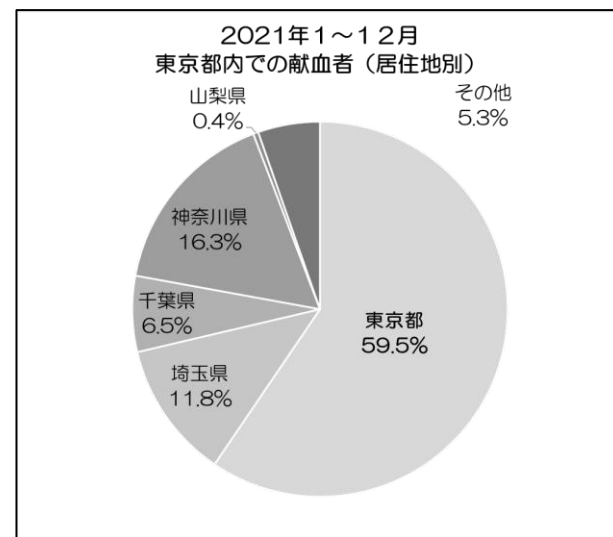
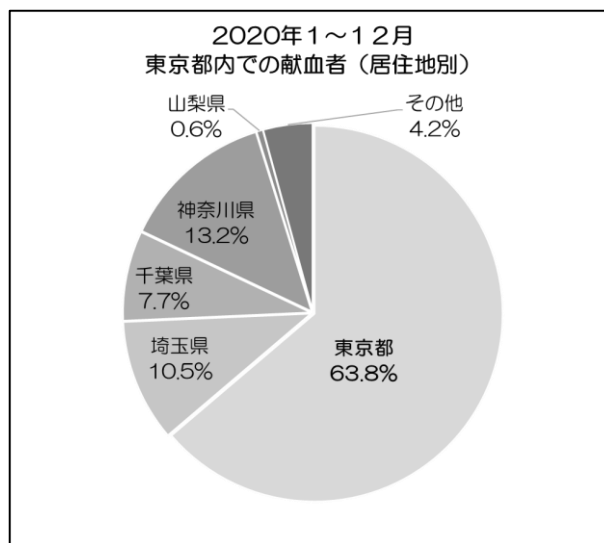
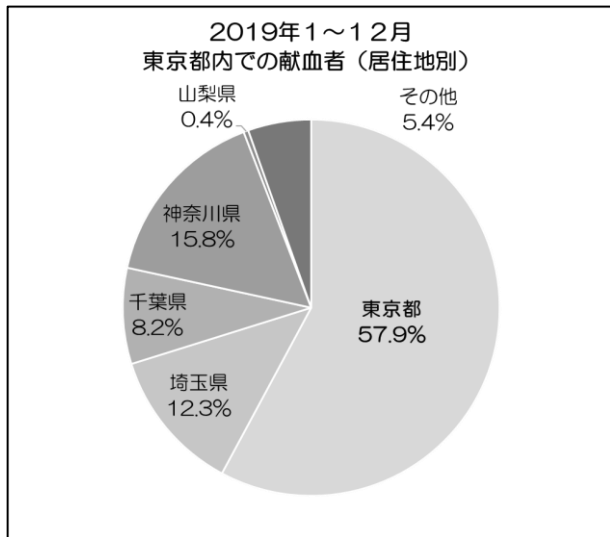
会場区分	献血者数	構成比
職域	56,829	44.7%
地域	42,464	33.4%
街頭	20,052	15.8%
学域	1,626	1.3%
その他	6,098	4.8%
総計	127,069	100.0%



● 2021年（1月～12月）

会場区分	献血者数	構成比
職域	47,563	35.8%
地域	48,446	36.4%
街頭	21,459	16.1%
学域	6,123	4.6%
その他	9,494	7.1%
総計	133,085	100.0%

# 移動採血の居住地別学域献血者状況（東京都） 2019～2021年（1月～12月）



居住地	2019年1～12月		2020年1～12月		2021年1～12月	
<b>東京都</b>	<b>10,837</b>	<b>57.9%</b>	<b>1,037</b>	<b>63.8%</b>	<b>3,643</b>	<b>59.5%</b>
埼玉県	2,307	12.3%	171	10.5%	724	11.8%
千葉県	1,544	8.2%	126	7.7%	401	6.5%
神奈川県	2,951	15.8%	214	13.2%	1,001	16.3%
山梨県	77	0.4%	9	0.6%	27	0.4%
その他	1,016	5.4%	69	4.2%	327	5.3%
合計	18,732		1,626		6,123	

# 献血可能人口推移

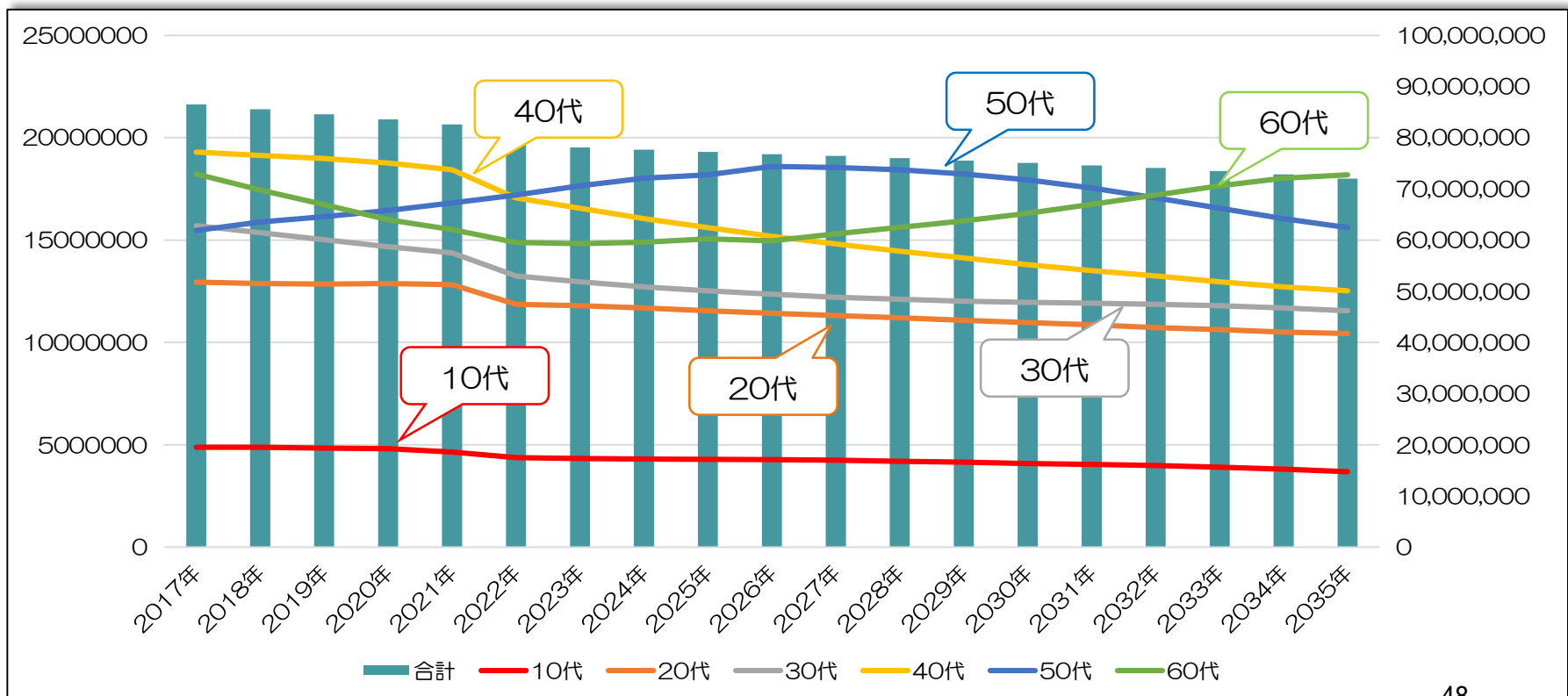


# 献血可能人口の推移

年	献血可能人口数
2017年（参考）	86,512,465
2020年	83,574,100
2025年	77,215,545
2030年	75,066,520
2035年	71,981,960

献血可能人口については、2020年約8,357万人から15年後の2035年には約7,198万人と約1,159万人（約13.9%）減少になる予測である。

(人)



# 輸血用血液製剤における需要推計について

## 需要推計の算出について

2017年度に算出した需要推計(2022年度・2027年度)をもとに、2035年度までの需要推計を算出した。

## 算出方法について

2027年度需要推計 × 年代別人口推計(人口推計※1)  
 × 年代別輸血状況※2

※1 国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口(平成29年推計)

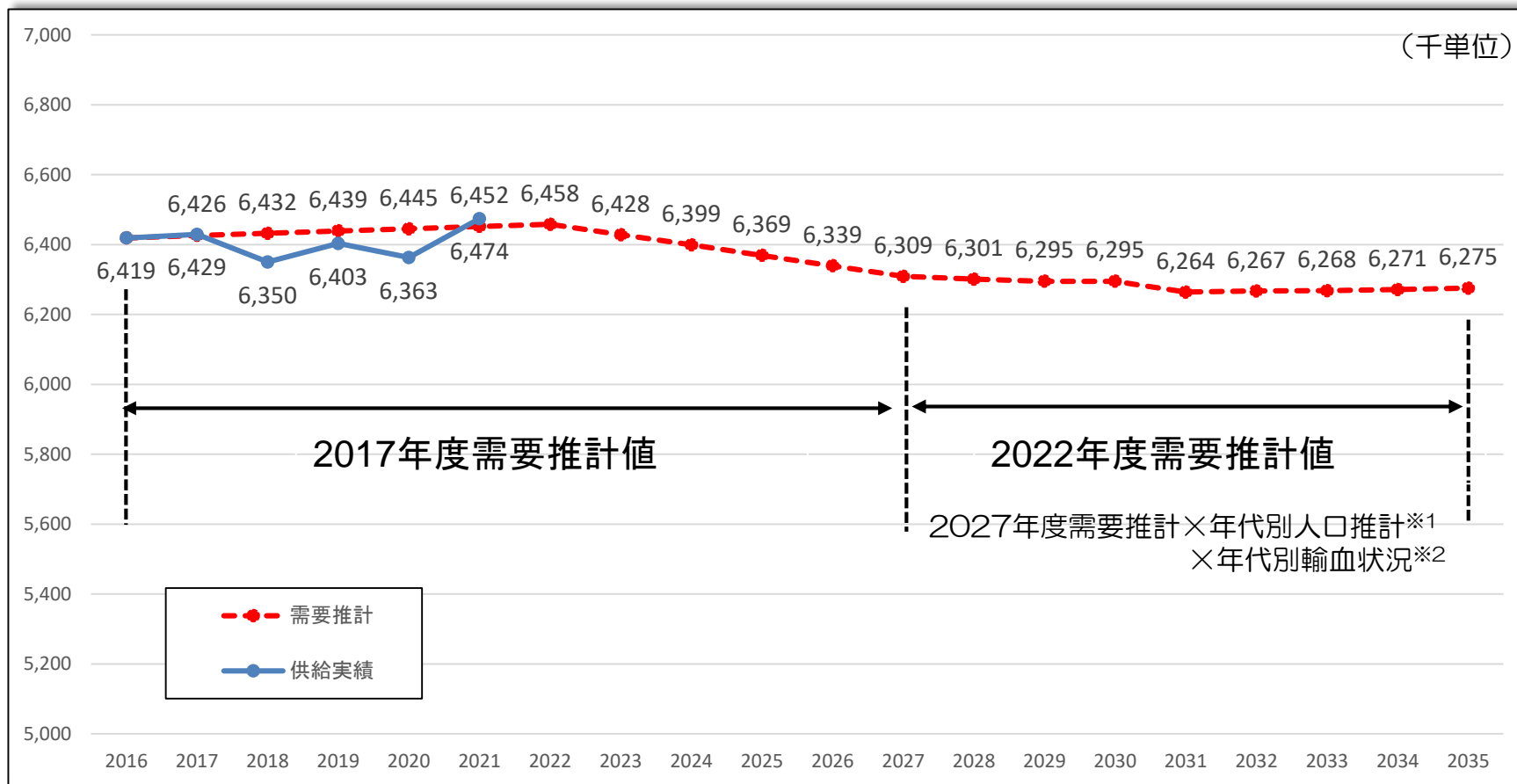
※2 東京都福祉保健局 東京都輸血状況調査(令和2年)

(単位)

需要推計 輸血用血液製剤	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤
<b>2035年度</b>	6,274,856	2,019,285	8,419,121

50

# 赤血球製剤 : 2035年度には約628万単位

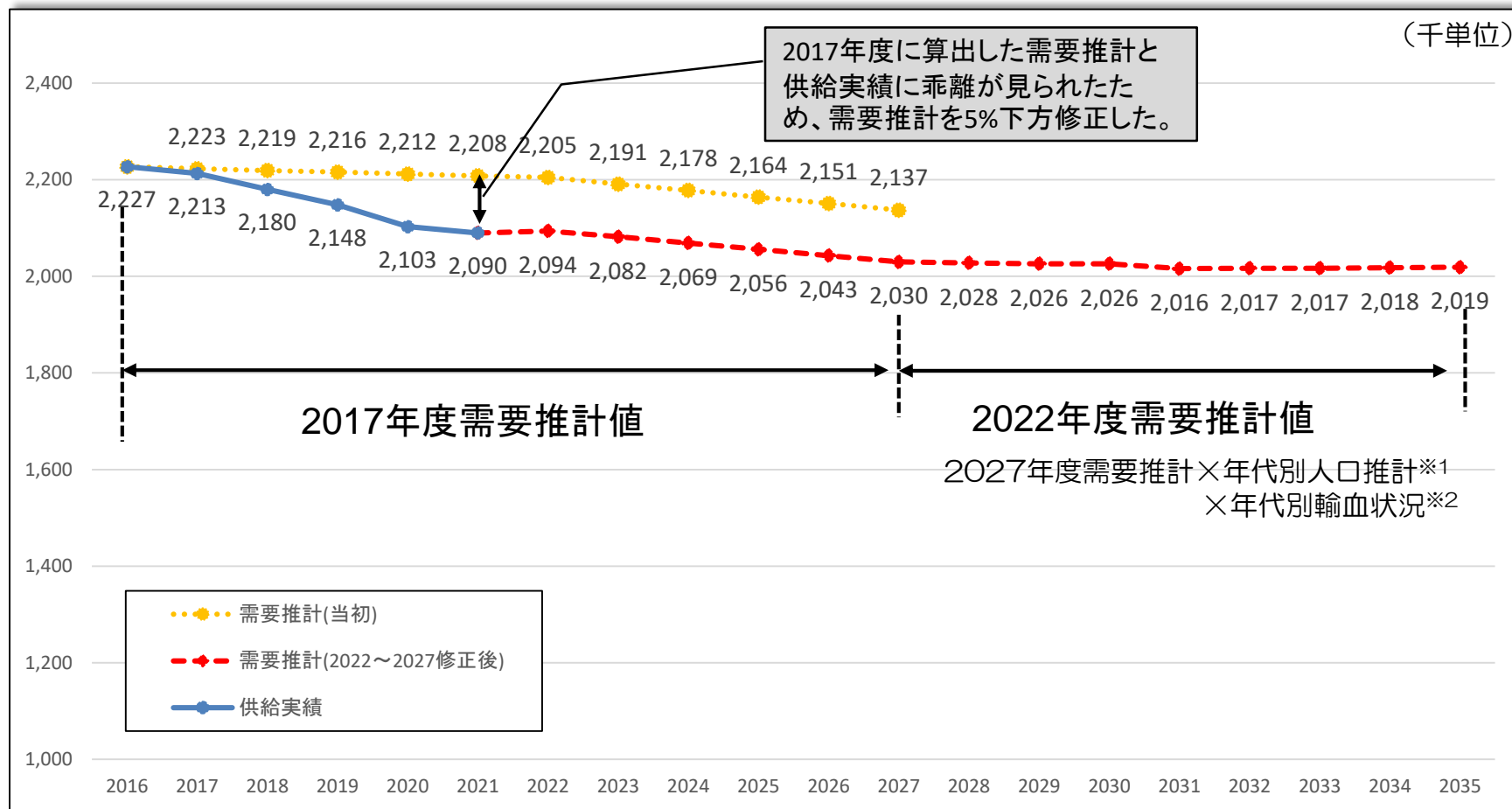


- 高齢者人口の増加で赤血球製剤の需要は増加が見込まれる。
- 需要の増加は見込まれるが、医療技術の進歩等により、2027年度まで緩やかに減少し、以降は横ばい若しくは微減で推移していくと見込んでいる。

※ 1 国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口(平成29年推計)

※ 2 東京都福祉保健局 東京都輸血状況調査(令和2年)

# 血漿製剤 : 2035年度には約202万単位



- 高齢者人口の増加で血漿製剤の需要は増加が見込まれる。
- 需要の増加は見込まれるが、適正使用の進展、血漿交換の減少等により2027年度まで緩やかに減少し、以降は横ばい若しくは微減で推移していくと見込んでいる。

※1 国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口(平成29年推計)

※2 東京都福祉保健局 東京都輸血状況調査(令和2年)



# 2035年度に向けた献血者シミュレーション

## 必要献血者数の算出について

2035年度の輸血用血液製剤需要推計及び原料血漿必要量（国が示した2027年度までのポジティブ予測124万L）をもとに、2022年度の事業計画をベースに算出。

(人)

必要献血者数	全血献血		血漿献血		血小板献血	合計
	200mL献血	400mL献血	製品用	原料用		
<b>2035年度</b>	77,201	3,210,280	183,932	891,833	551,905	<b>4,915,151</b>

## 献血者シミュレーションの算出について

(1)

$$\left( \frac{\text{2021年度 実献血者数 (各採血種別/男女別/各歳)}}{\text{献血可能各歳男女別人口 (令和2年国勢調査 人口等基本集計 (総務省統計局))}} \right) \times 100 = \text{献血率}$$

(2)

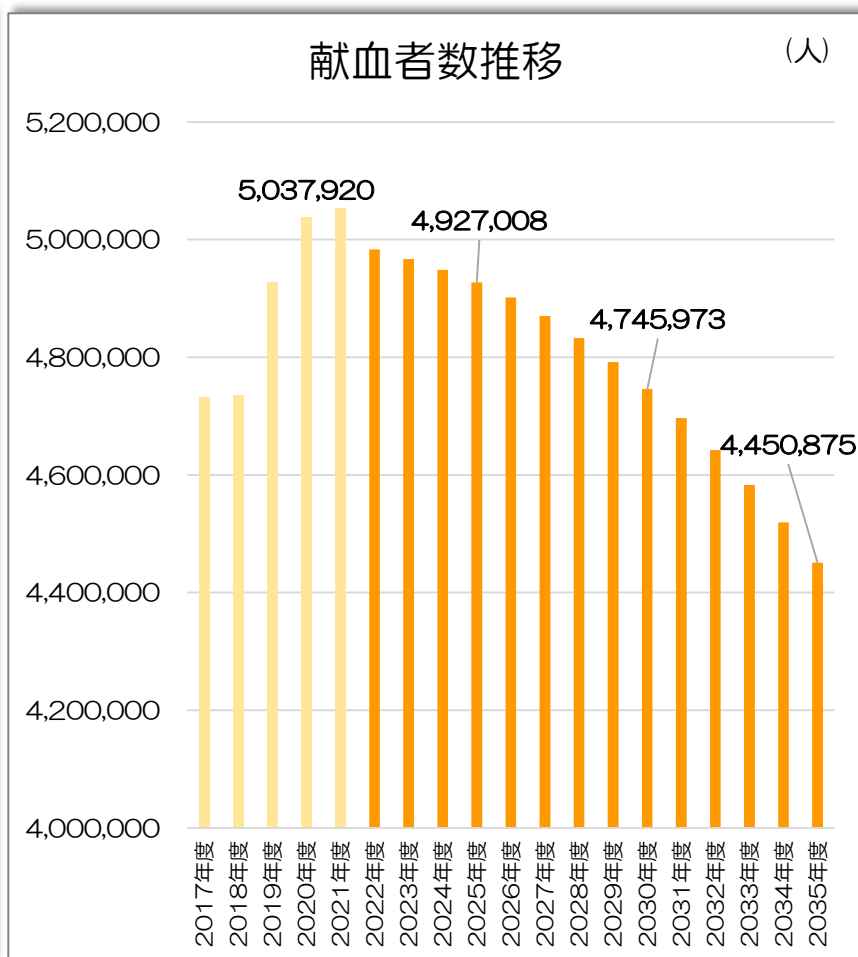
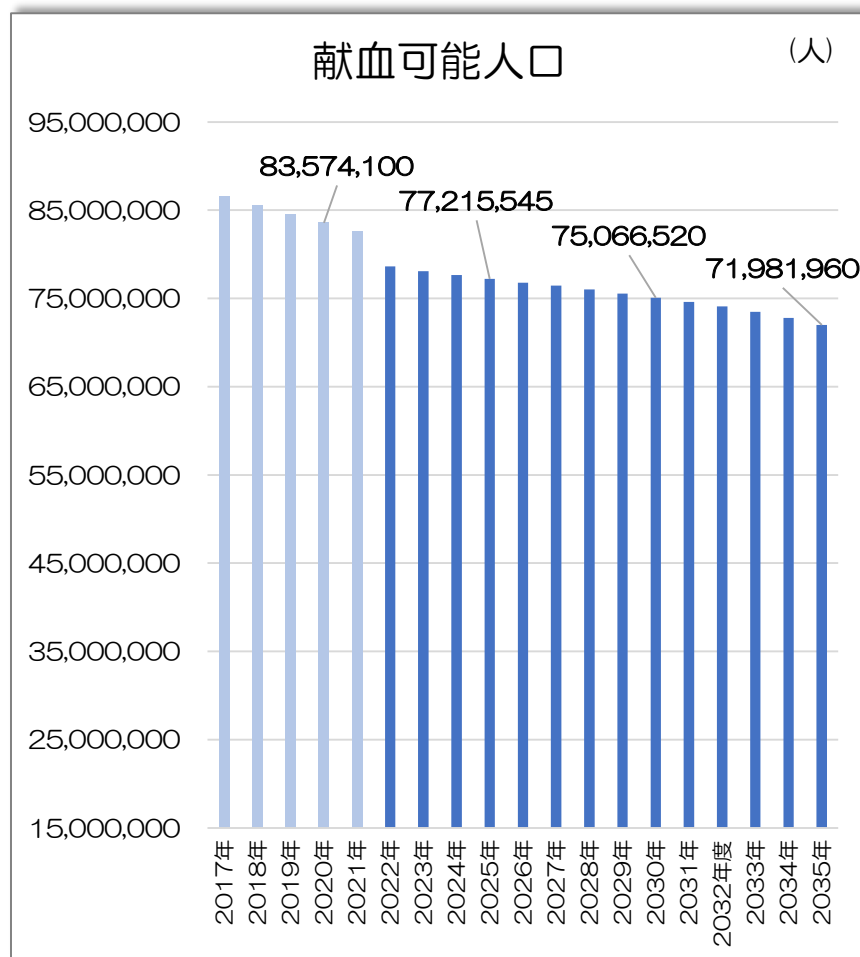
$$\text{(1) で算出した献血率} \times \text{2035年 献血可能各歳男女別人口 (令和2年国勢調査 人口等基本集計 (総務省統計局))} = \text{実献血者数 シミュレーション}$$

(3)

$$\text{(2) で算出した実献血者数シミュレーション} \times \frac{\text{2021年度 献血回数 (採血種別/男女別/各歳)}}{55} = \text{延べ献血者数 シミュレーション}$$

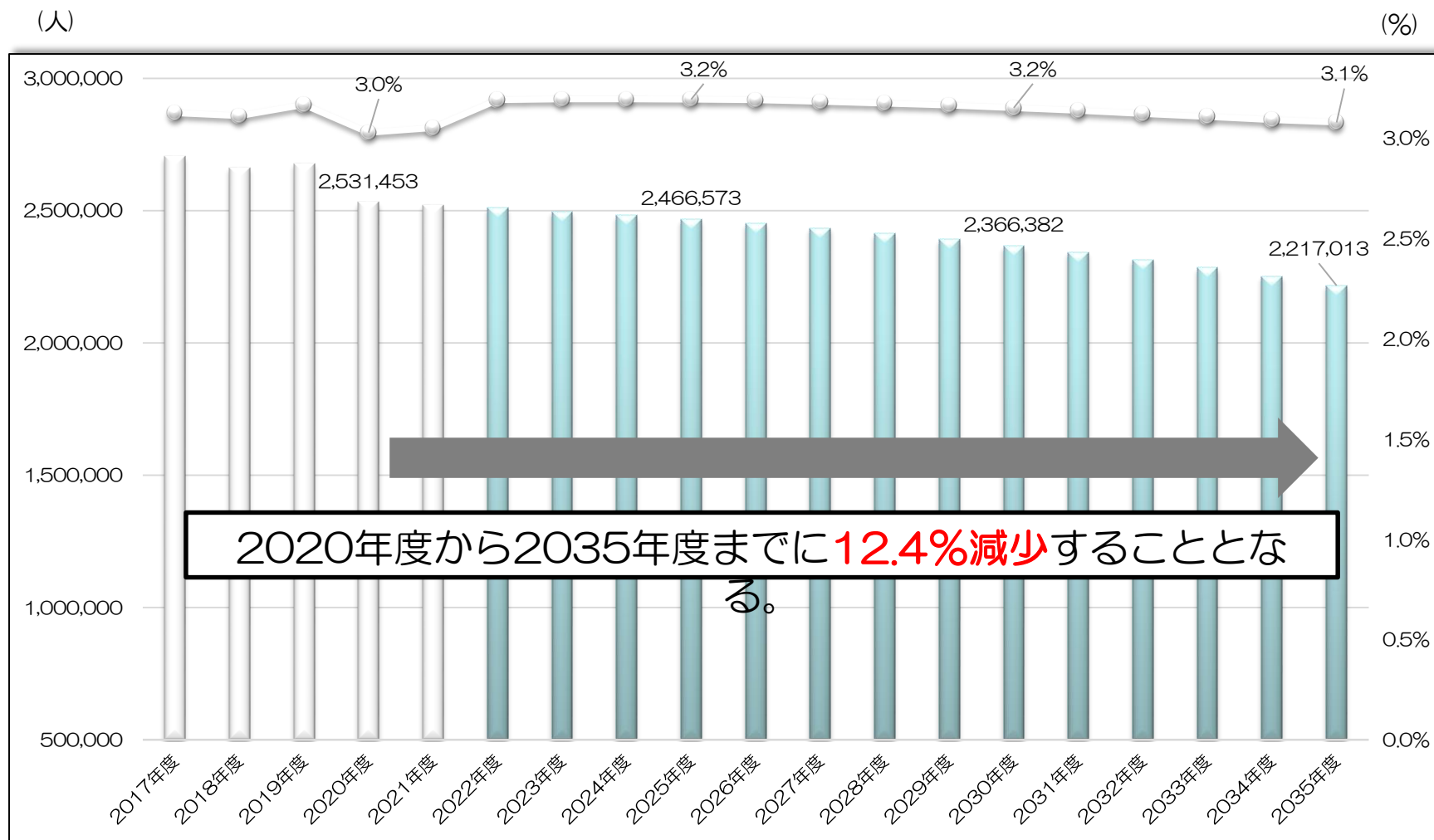


# 献血可能人口及び献血者数シミュレーション（2017年度～2035年度）

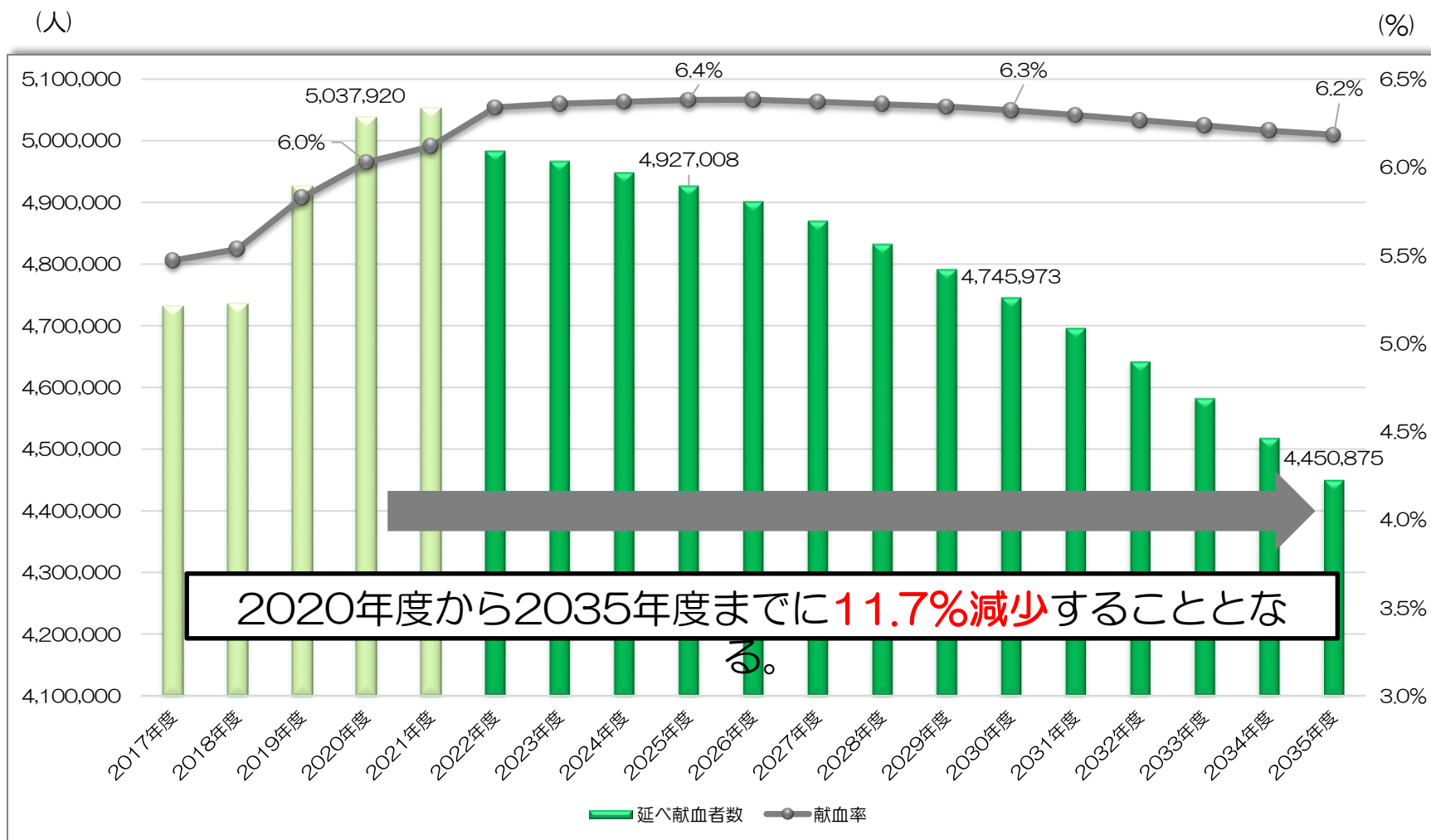


2020年の献血可能人口約8,357万人、献血者数約504万人（献血率6.0%）  
 2035年の献血可能人口約7,198万人、献血者数約445万人（献血率6.2%）  
 の予測である。

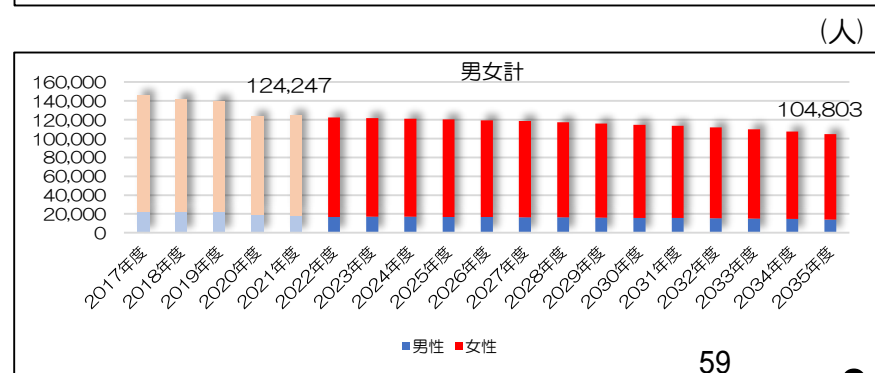
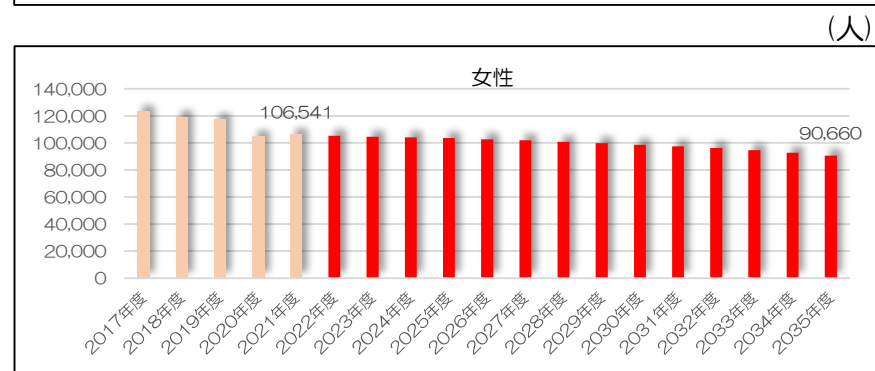
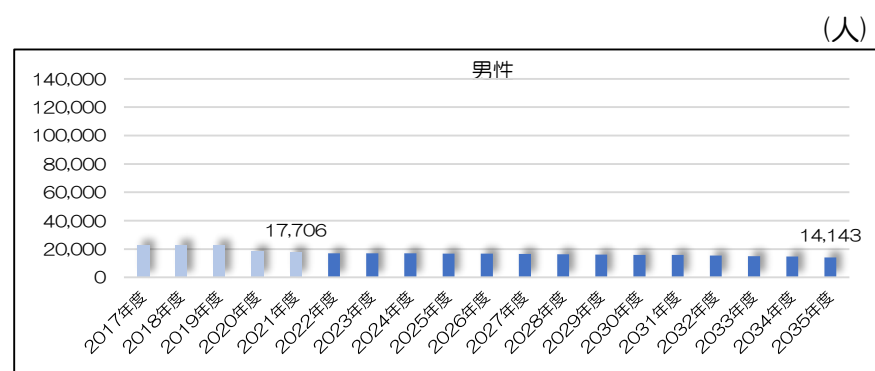
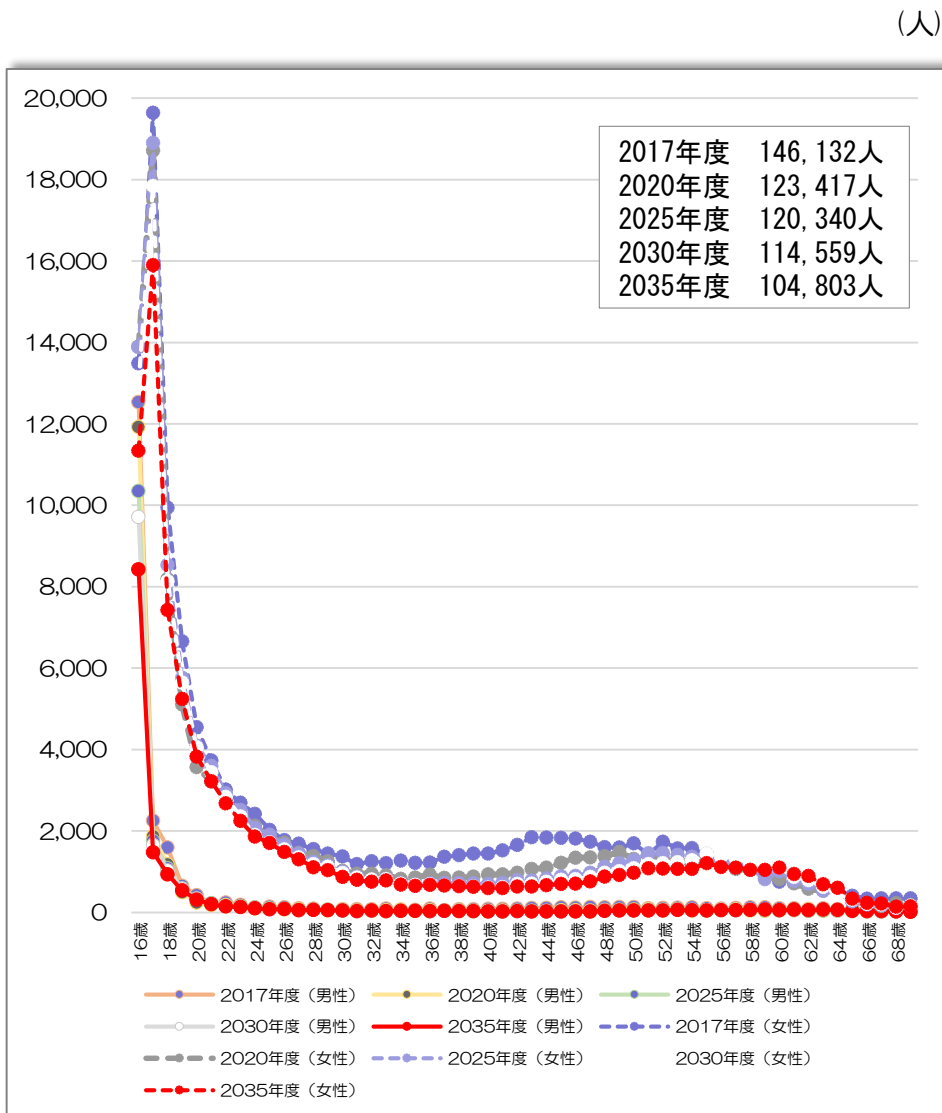
# 実献血者数の推移



# 延べ献血者数の推移



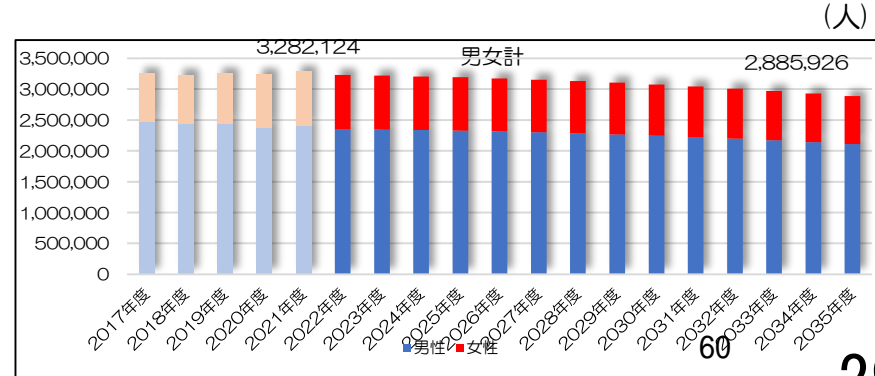
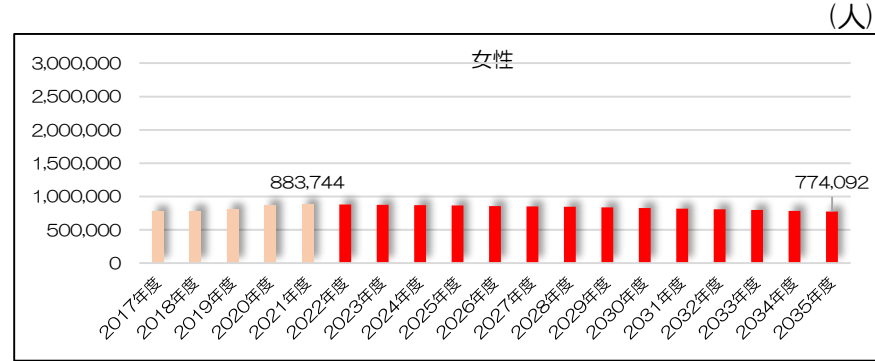
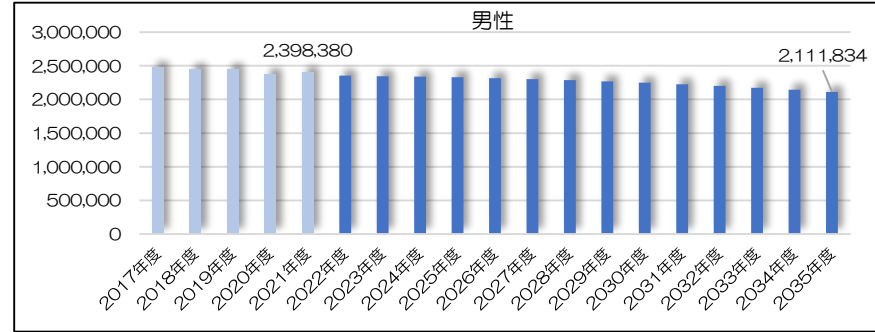
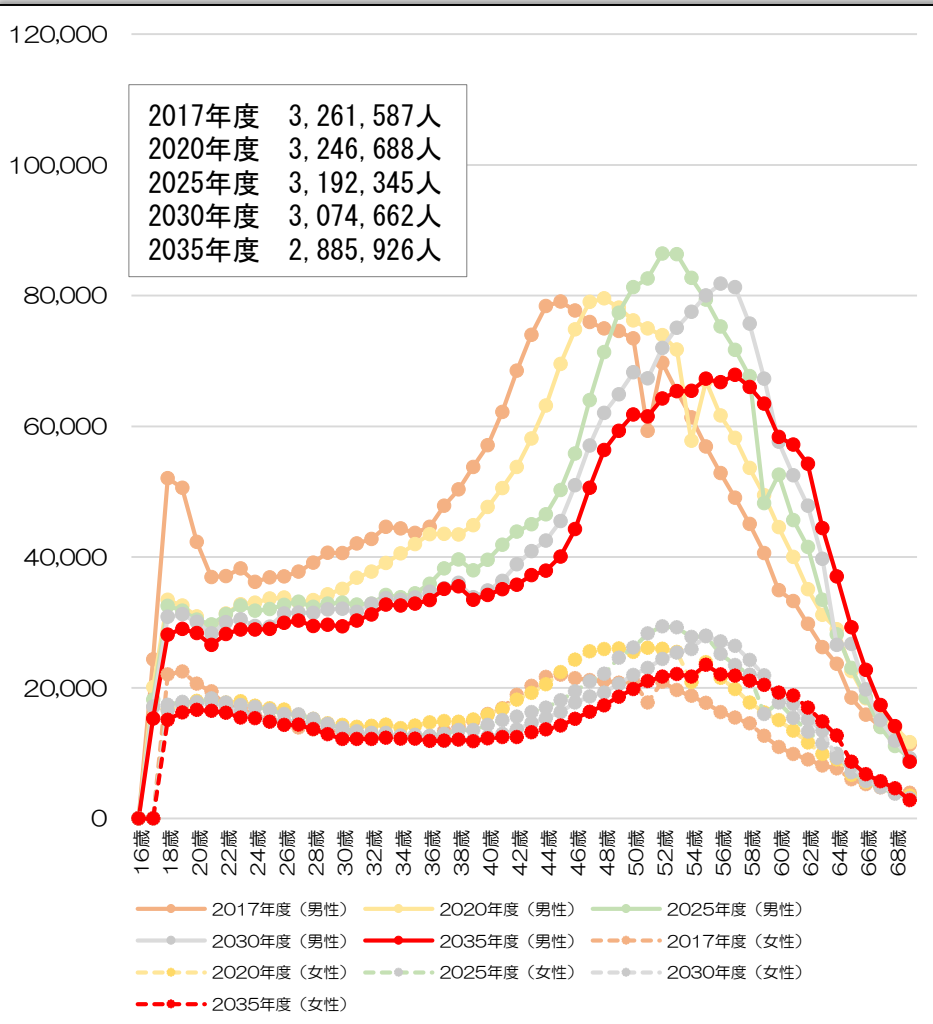
# 200mL献血者シミュレーション (2017年度～2035年度)



# 400mL 献血者シミュレーション (2017年度～2035年度)

(人)

(人)



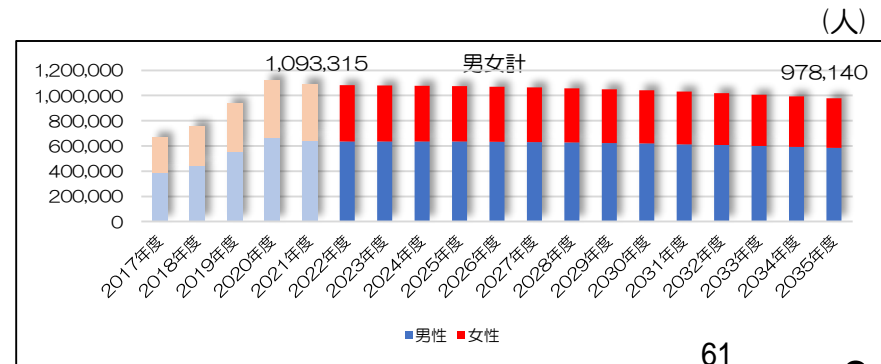
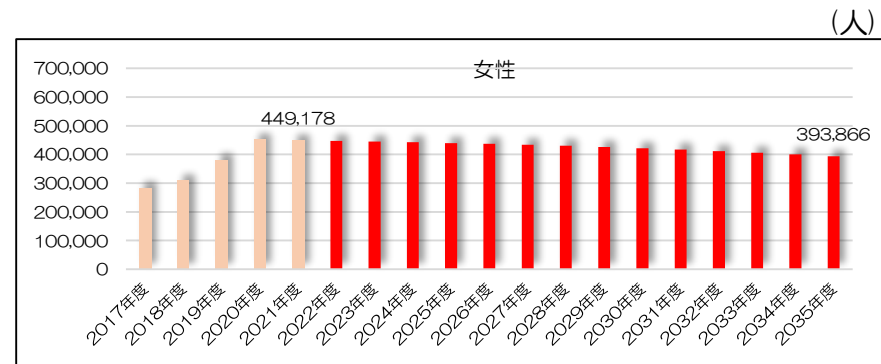
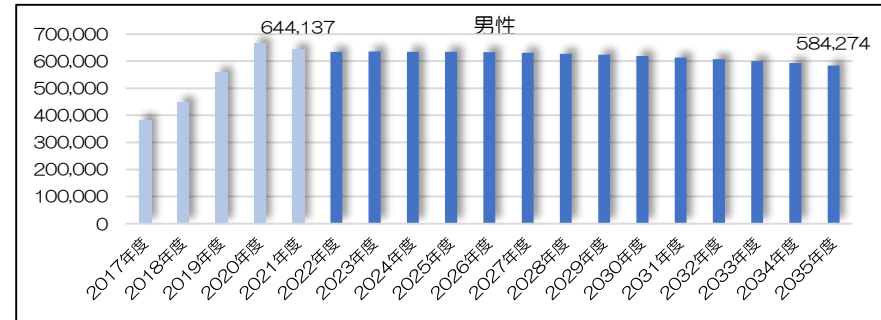
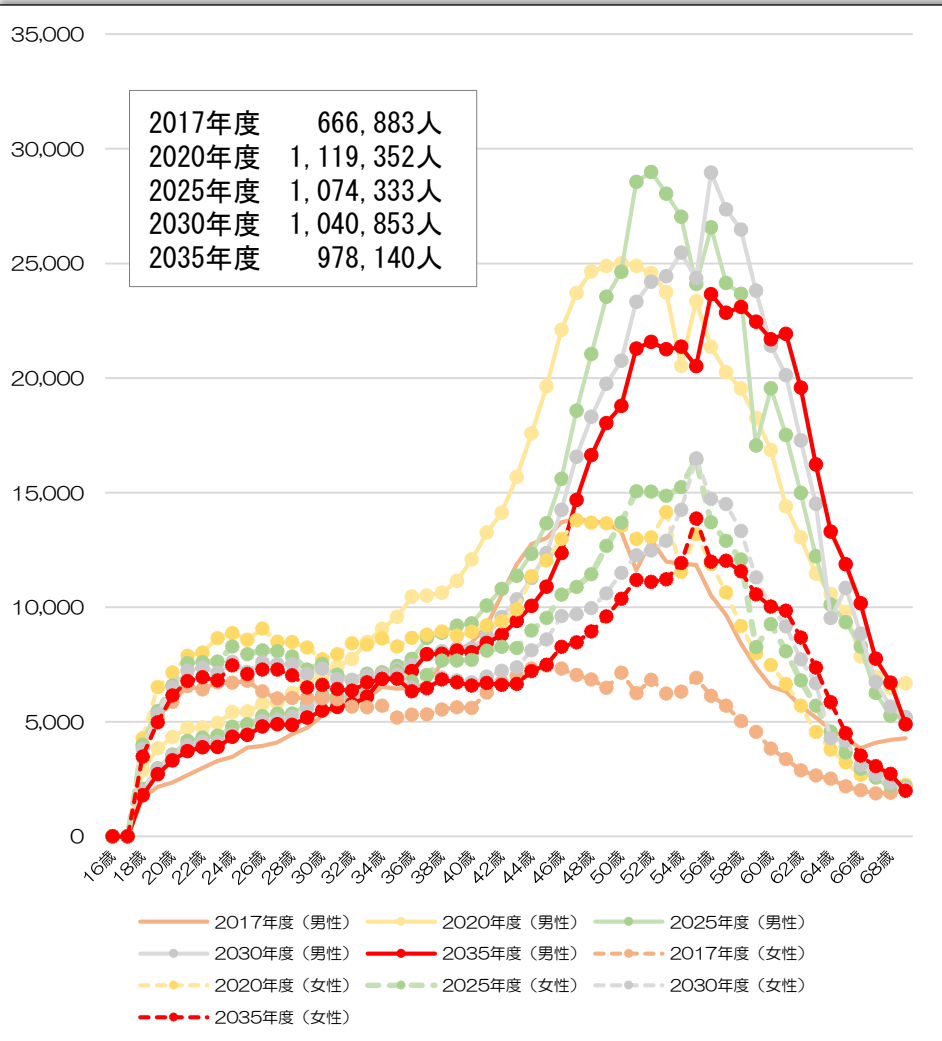
(人)

(人)

# 血漿成分献血者シミュレーション (2017年度～2035年度)

(人)

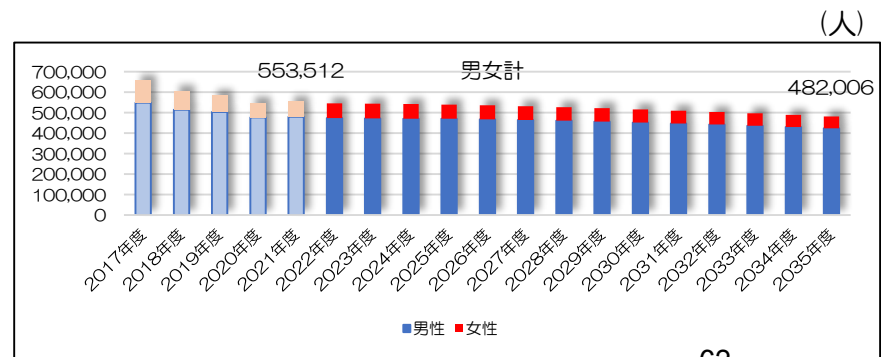
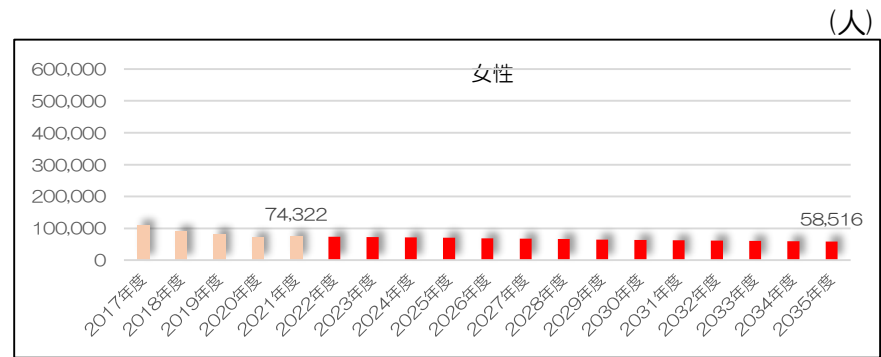
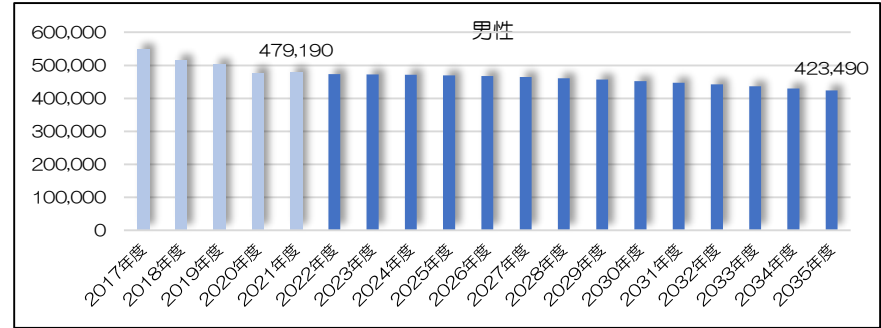
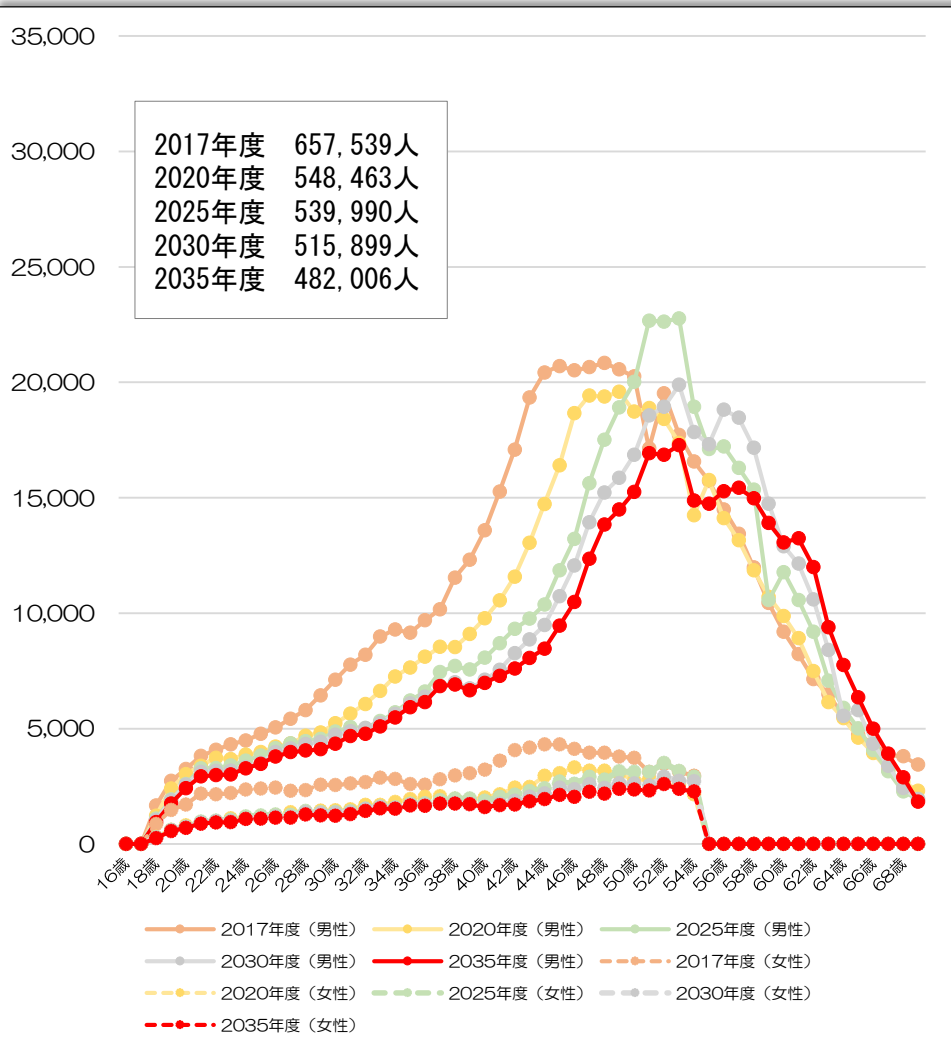
(人)



# 血小板成分献血者シミュレーション（2017年度～2035年度）

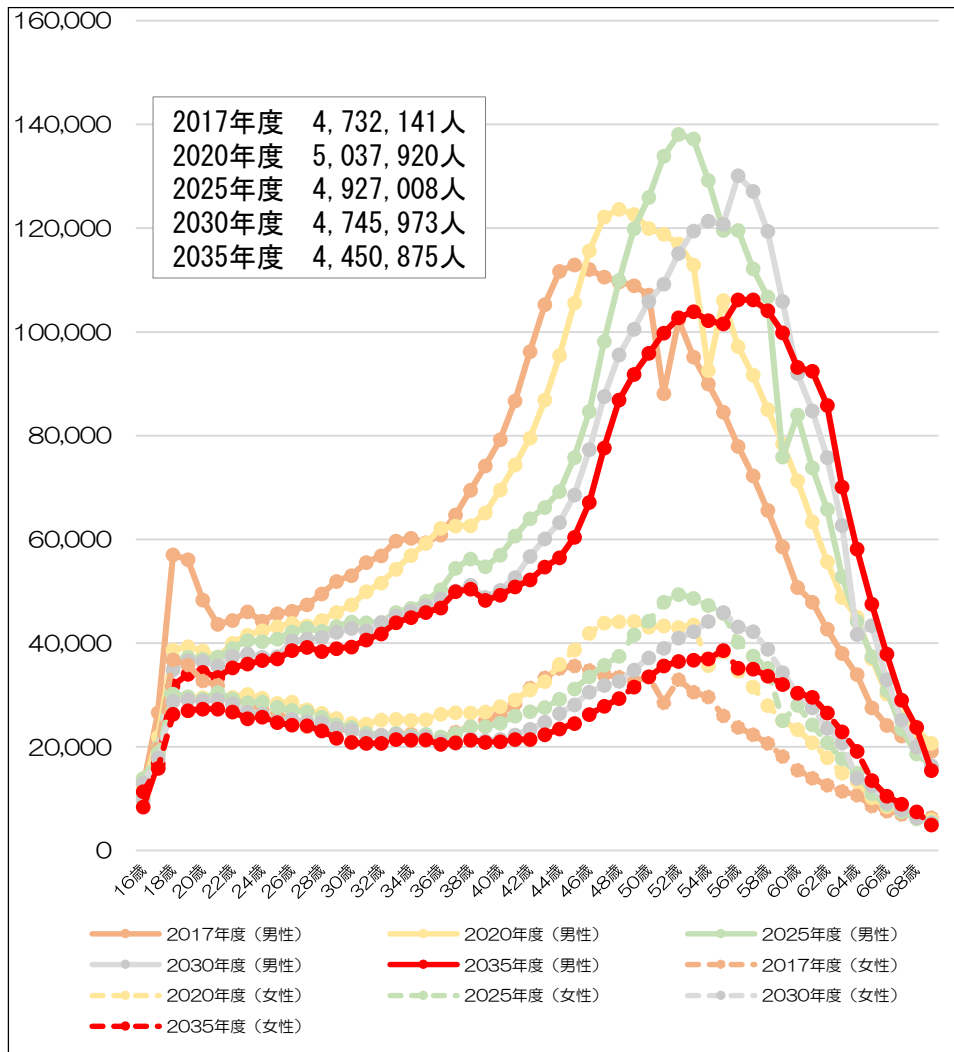
(人)

(人)

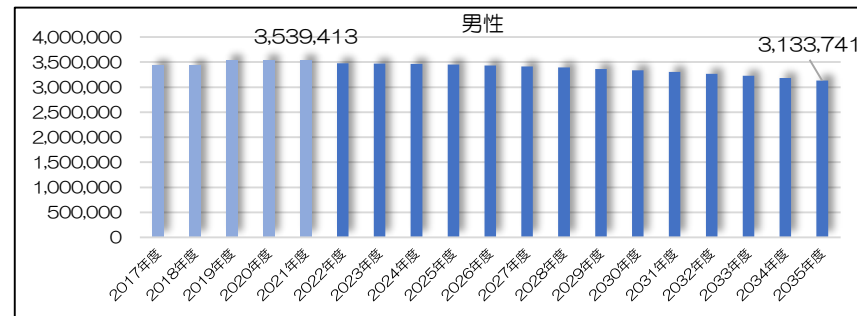


# 全献血者数シミュレーション (2017年度～2035年度)

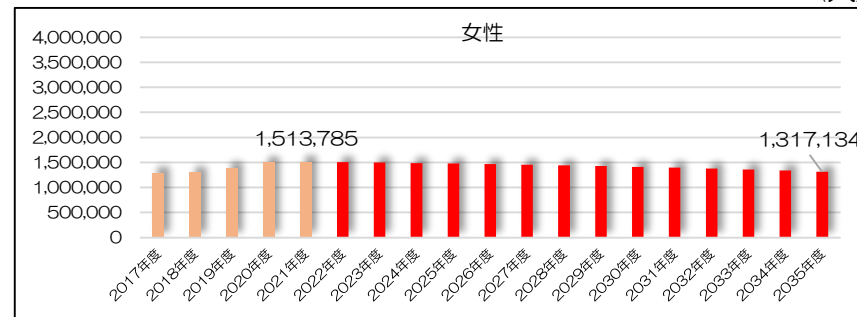
(人)



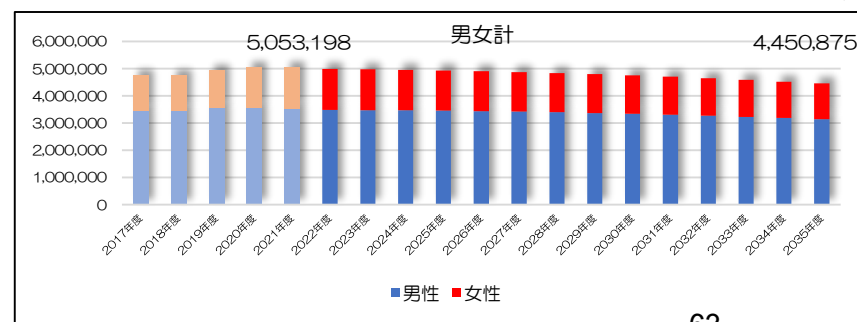
(人)



(人)



(人)





# 必要献血者数の推移

(人)

必要献血者数	全血献血		血漿献血		血小板献血	合計
	200mL献血	400mL献血	製品用	原料用		
(1) 2035年度	77,201	3,210,280	183,932	891,833	551,905	4,915,151

(人)

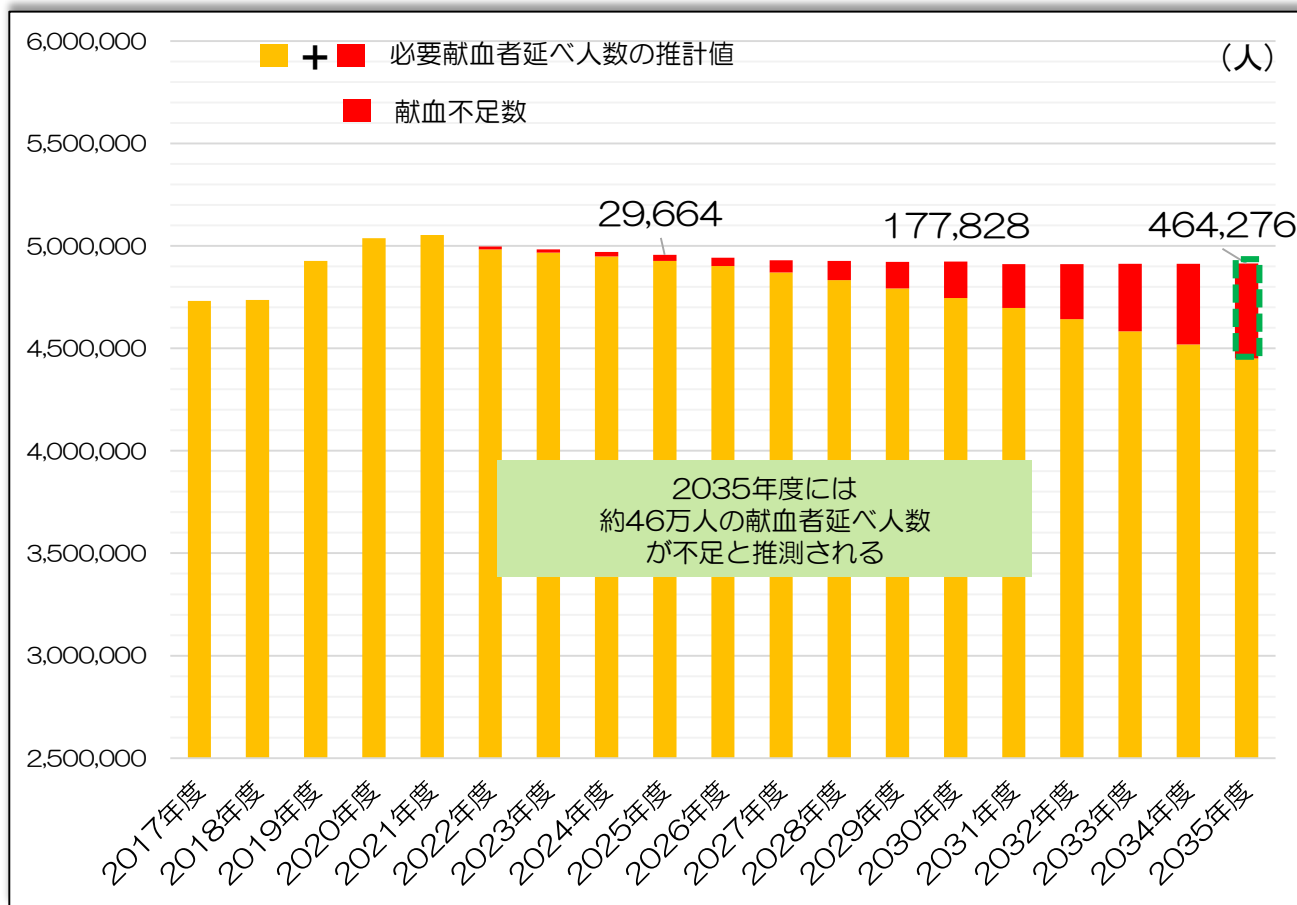
献血者シミュレーション	全血献血		血漿献血	血小板献血	合計
	200mL献血	400mL献血			
(2) 2035年度	104,803	2,885,926	978,140	482,006	4,450,875



(人)

必要献血者数／献血者シミュレーション (差) (2)-(1)	全血献血		血漿献血	血小板献血	合計
	200mL献血	400mL献血			
	27,602	▲324,354			

# 必要献血者延べ人数のシミュレーション



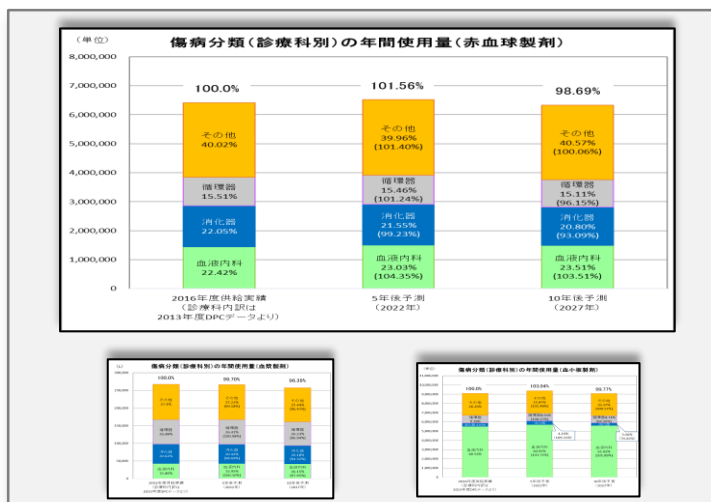
将来の輸血用血液製剤の需要推計と国が示した必要原料血漿量をもとに、必要な献血者延べ人数を算出した。2035年度には、約492万人が必要となるシミュレーションとなった。

2021年度の各歳別献血率（献血者実人数／各歳別人口）及び各歳ごと1人当たりの献血回数（献血者実人数／献血者延べ人数）を今後も維持することを仮定し、将来推計人口より、献血者延べ人数を算出すると、2035年度には、約445万人となり約46万人の献血者延べ人数が不足するシミュレーションとなった。

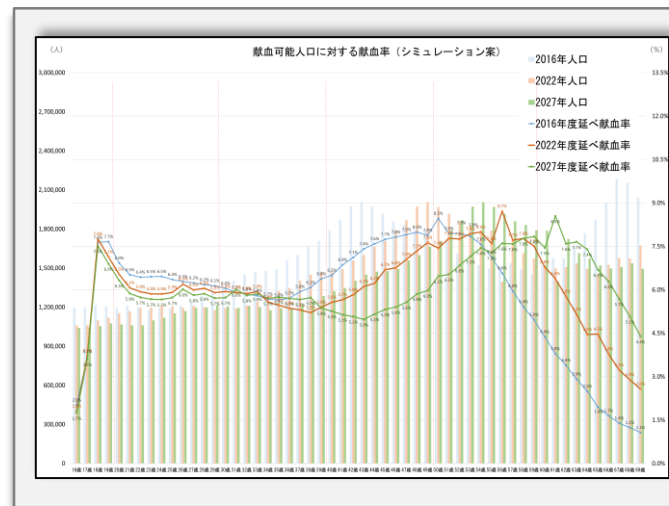
# 今後の対策と取り組み

# 過不足ない事業展開に向けて

## 1 輸血用血液製剤の需要推計結果



## 2 献血者推移シミュレーション



需要に応じた  
献血血液の確保

### 【国民運動としての献血基盤の構築】

(行政と連携し各年代に即した献血教育の啓発)

- ① 学校教育への働きかけ

### 【血液事業としての事業戦略】

- ② 企業・学校等の献血状況把握と新たな施策への取組み
- ③ 企業・団体への新たな献血推進体制の構築
- ④ ラブラッド機能を活用した取組み

過不足ない事業展開

## (案)

# 献血の同意説明書

献血にご協力いただき、ありがとうございます。献血いただいた血液は、輸血用血液製剤及び血漿分画製剤の原料に使用されます。「お願い！」パンフレットと併せて以下の1～5の事項をご確認いただき、献血受付へお進みください。

## 1. 献血に伴う副作用等について

- ① 気分不良、吐き気、めまい、失神などが0.7%（約1/140人）、失神に伴う転倒が0.008%（1/12,500人）の頻度で発生します。
- ② 針を刺すことによる皮下出血が0.2%（1/500人）、神経損傷（痛み、しびれ、筋力低下など）が0.01%（1/10,000人）の頻度で発生します。  
（医療機関の受診を伴う副作用には、「献血者健康被害救済制度」が適用されます。）
- ③ 成分献血では、血液が固まらないように抗凝固剤（クエン酸ナトリウム）を使用しているため、口唇や手指のしびれ感などの症状が現れる場合や、予期せぬトラブルなどにより血液をお返しできない場合があります。

## 2. 個人情報の取扱いについて

- ① 個人情報や検査結果等は血液センターにおいて厳重に管理され、安全な血液製剤を安定的に確保し、患者さんへお届けするために、また、皆様の健康を守り、安全な献血のための研究に利用させていただきます。※詳細は裏面をご覧ください。
- ② 健康診断の結果、献血いただけないことがあります。申告いただいた個人情報は、医師法、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」などの定めにより削除できません。

## 3. 血液の検査等について

- ① いただいた血液の一部を用いて、次の検査を行います。  
血液型（ABO型、Rh型、HLA遺伝子型等）、不規則抗体、梅毒、B型・C型・E型肝炎ウイルス、エイズウイルス（HIV）、ヒトT細胞白血病ウイルス-1型（HTLV-1）、ヒトパルボウイルスB19、ALT（肝機能）等  
※あなたの血液をもらった患者さんやあなた自身の健康のため、上記以外にも病原体を検査することがあります。
- ② 血液型や輸血副作用の検査・解析のため、赤血球型、白血球型、血小板型及び血漿蛋白の遺伝子検査を行うことがあります。
- ③ 血液製剤の品質管理や輸血用の検査試薬の製造に使用することがあります。

## 4. 血液製剤の有効利用について

いただいた血液は、個人を特定できる情報と切り離し、厳密な審査のもと、一般公募された研究機関等および日本赤十字社が実施する、以下の研究開発等に使用することがあります。

なお、その際、遺伝子を解析することがあります。

- ① 血液製剤の有効性・安全性の向上及び検査法の向上を目的とした使用
- ② 病気の診断・治療や国民の健康状態の改善を目的とした使用

詳しい研究項目等は添付資料裏面をご覧ください。

## 5. 血漿分画製剤の海外輸出について

血漿分画製剤については、国内自給と安定供給の確保に支障の生じない範囲において、海外で必要とされる患者さんにお届けするため輸出する場合があります。

# 献血者の皆様の個人情報取り扱いについて

日本赤十字社では、献血者の皆様の個人情報について、法令を遵守し、以下のように適正に取り扱います。

## 個人情報の利用目的

献血者の皆様の個人情報は、安全な血液製剤を安定的に確保し、患者さんへお届けするために、また、皆様の健康を守るために利用いたします。

具体的な利用目的は、以下のとおりです。

- ・血液事業に関する情報の提供や献血の依頼などのため
- ・献血受入れ時の確認等のため
- ・安全に献血いただくための健康被害（採血副作用）対策の研究のため
- ・献血者の皆様への検査結果等の通知のため
- ・血液製剤の安全性確保に必要な血液検査・試験の実施のため
- ・血漿分画製剤製造国内メーカーへの原料血漿配分のため
- ・保管検体の検査結果を医療機関等へ情報提供するため
- ・遡及調査の結果を医療機関等へ情報提供するため
- ・健康被害（採血副作用）における保険会社、厚生労働省等への連絡のため
- ・血液の有効性や安全性向上の研究のため
- ・国の指導の下に行われる他の研究機関との共同研究のため
- ・内部外部における特殊な検査試薬の製造のため
- ・患者さんに適合した血液製剤の確実な供給のため
- ・血液事業に関する表彰のため、また、国・地方公共団体等への表彰対象者の報告のため

## 個人情報の種類と収集方法

個人情報の種類と収集方法は以下のとおりです。

- ・献血申込書（診療録）、登録申込書や健康被害（採血副作用）を負った場合の請求書等に記載された住所、氏名、生年月日、電話番号、口座番号など
- ・医師等が献血申込書（診療録）に記載した事項
- ・医師等が献血者健康被害記録（採血副作用記録）に記載した事項
- ・検体の検査から得られる情報
- ・献血者の皆様が申告された情報

## 情報の目的外利用・提供

皆様の個人情報は、法令に定めのある場合やご本人が同意している場合を除き、目的外に利用すること及び前記の「個人情報の利用目的」に記載された以外の第三者に提供することはありません。

## 個人情報の管理方法

皆様の個人情報を正確、最新のものにするため常に適切な措置を講じるよう努めています。

また、個人情報の不正な流出を防止するため等の安全対策を講じています。

なお、日本赤十字社が個人情報に関わる業務を外部に委託する場合にも、同様に厳重な管理を行なわせます。

## 開示・訂正等の請求について

ご自身に関する情報について開示をご希望の場合、または血液センターが保有する個人情報が事実と異なる場合には、献血カードに記載されている連絡先までご連絡ください。

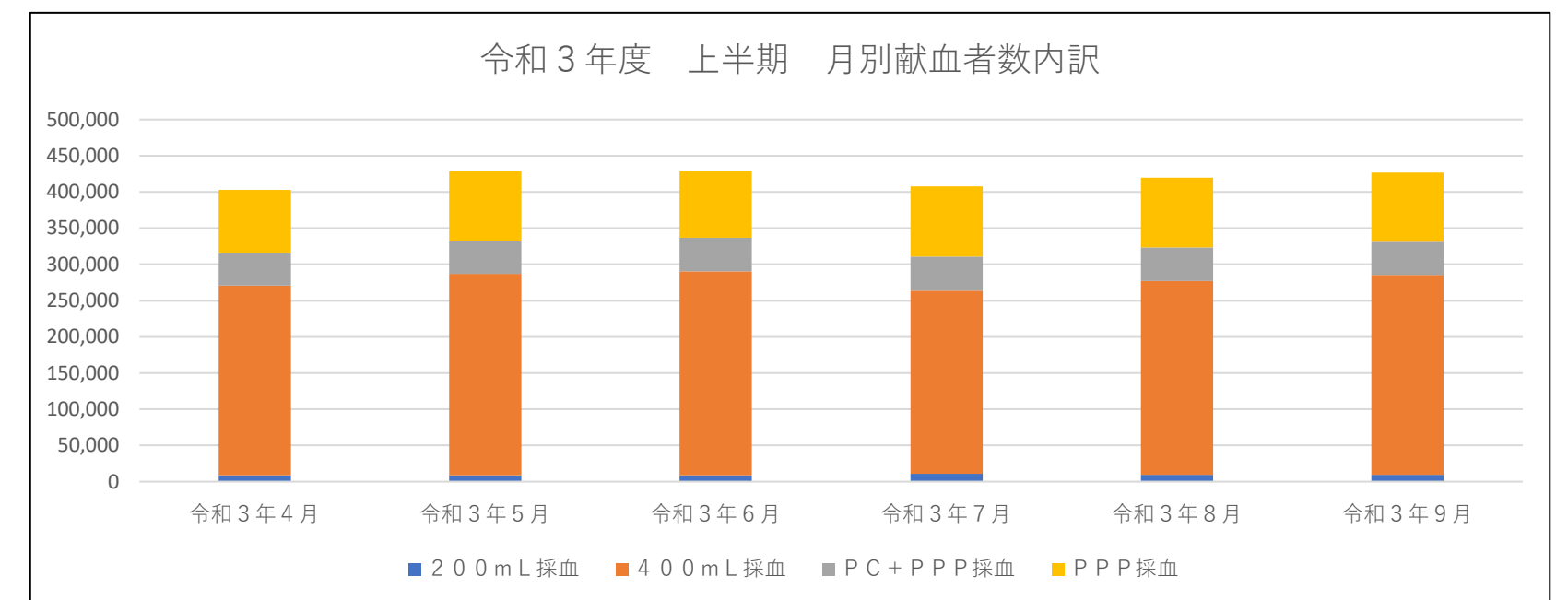
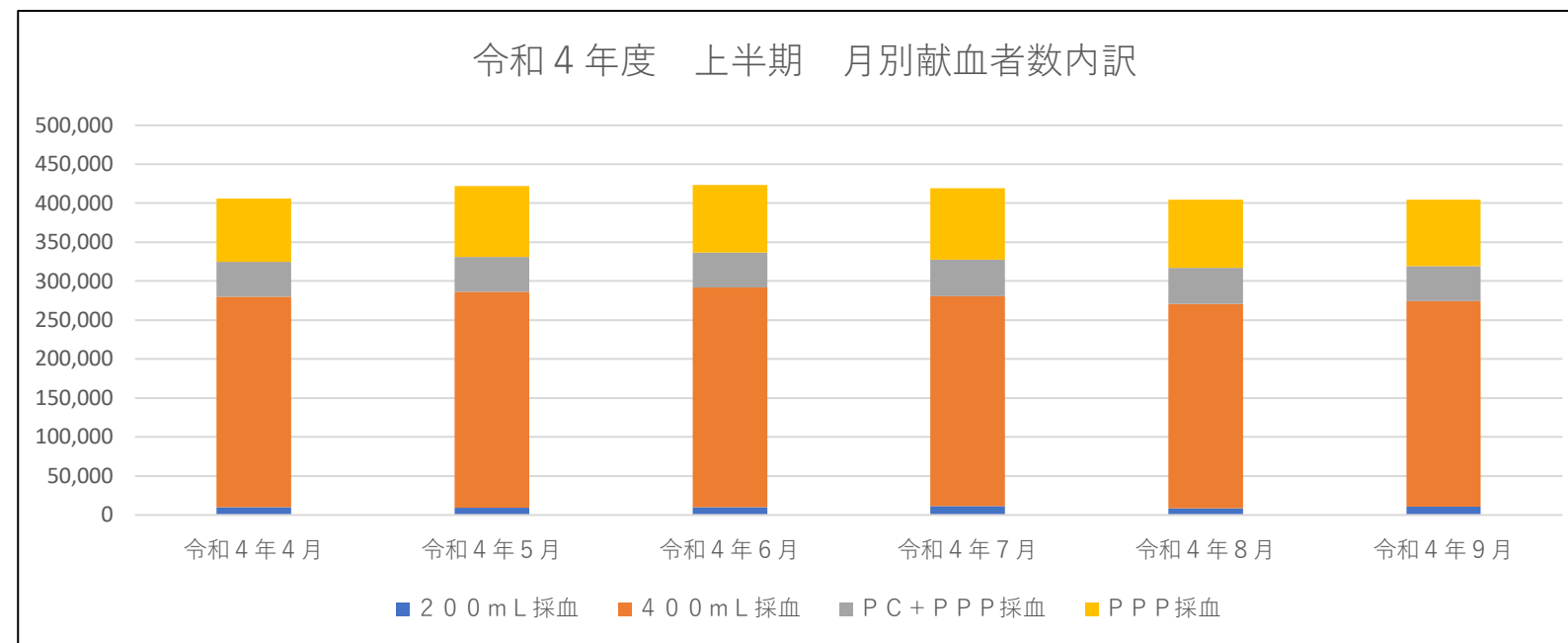
ご本人であることを確認させていただいた上で対応いたします。

# 令和4年度上半期モニタリング結果について

## 1. 原料血漿の確保状況及び採血状況

(人)

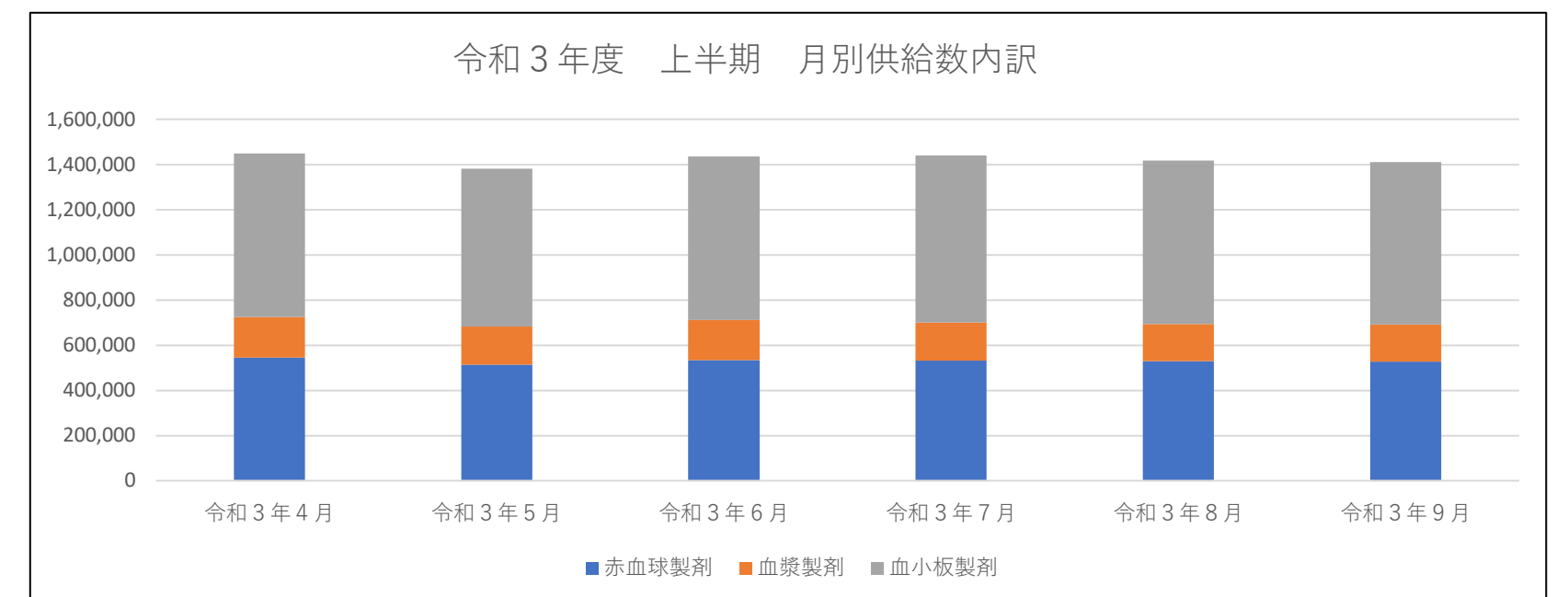
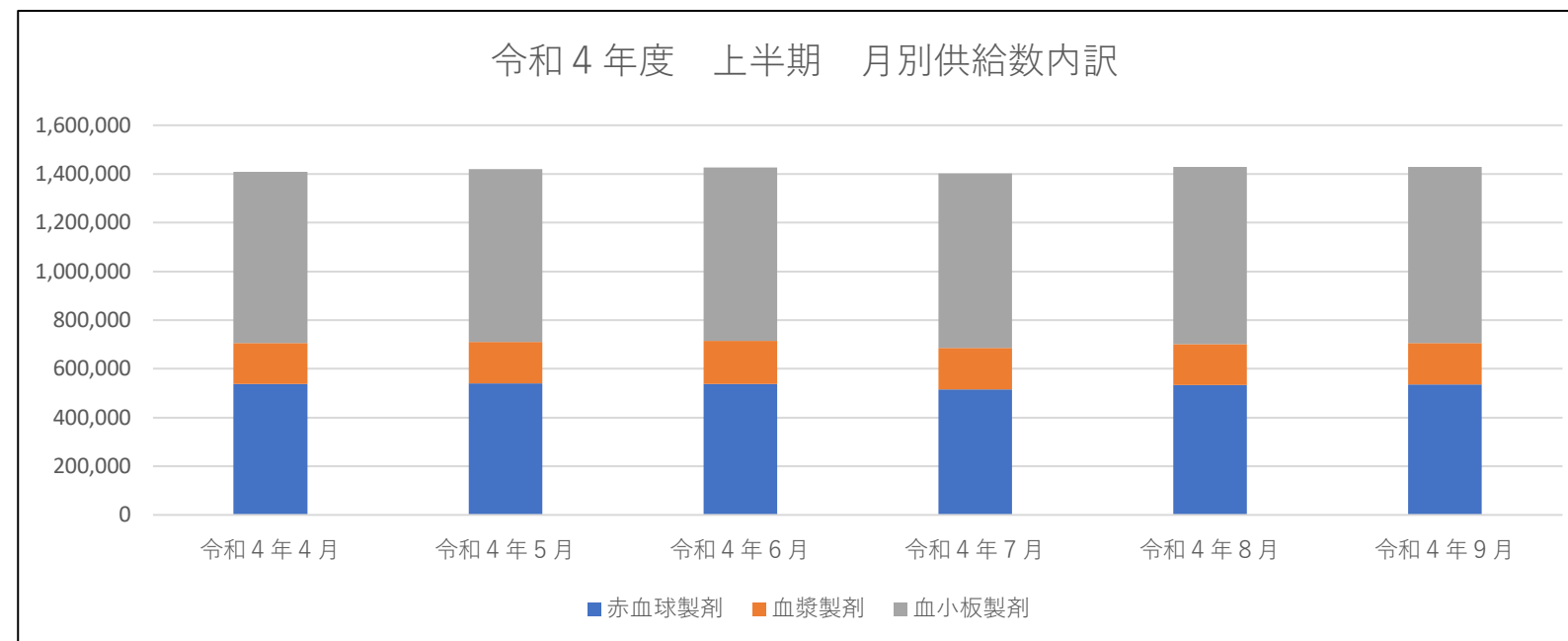
採血種別	4月			5月			6月			7月			8月			9月			上半期合計		
	令和4年4月	令和3年4月	差異	令和4年5月	令和3年5月	差異	令和4年6月	令和3年6月	差異	令和4年7月	令和3年7月	差異	令和4年8月	令和3年8月	差異	令和4年9月	令和3年9月	差異	令和4年度	令和3年度	差異
200mL採血	9,875	8,819	1,056	9,211	8,529	682	9,750	8,918	832	11,647	10,706	941	8,853	9,498	-645	10,652	9,752	900	59,988	56,222	3,766
400mL採血	270,050	261,639	8,411	277,353	278,202	-849	282,354	281,626	728	269,245	253,343	15,902	262,343	267,306	-4,963	263,832	275,743	-11,911	1,625,177	1,617,859	7,318
PC+PPP採血	44,996	45,414	-418	44,697	44,913	-216	44,459	46,149	-1,690	46,705	46,803	-98	46,047	46,848	-801	45,027	45,583	-556	271,931	275,710	-3,779
PPP採血	80,958	87,020	-6,062	91,094	97,057	-5,963	86,643	92,336	-5,693	91,925	96,817	-4,892	87,252	95,789	-8,537	85,152	95,316	-10,164	523,024	564,335	-41,311
合計	405,879	402,892	2,987	422,355	428,701	-6,346	423,206	429,029	-5,823	419,522	407,669	11,853	404,495	419,441	-14,946	404,663	426,394	-21,731	2,480,120	2,514,126	-34,006



## 2. 供給状況

(単位)

採血種別	4月			5月			6月			7月			8月			9月			上半期合計		
	令和4年4月	令和3年4月	差異	令和4年5月	令和3年5月	差異	令和4年6月	令和3年6月	差異	令和4年7月	令和3年7月	差異	令和4年8月	令和3年8月	差異	令和4年9月	令和3年9月	差異	令和4年度	令和3年度	差異
赤血球製剤	538,898	546,063	-7,165	539,111	514,050	25,061	538,824	534,185	4,639	515,576	532,134	-16,558	534,169	528,419	5,750	536,176	526,287	9,889	3,202,754	3,181,138	21,616
血漿製剤	166,755	178,253	-11,498	172,099	168,077	4,022	175,309	176,935	-1,626	170,138	168,030	2,108	167,849	164,734	3,115	169,438	163,805	5,633	1,021,588	1,019,834	1,754
血小板製剤	703,415	723,397	-19,982	709,243	700,310	8,933	712,574	723,532	-10,958	716,335	738,664	-22,329	726,564	723,751	2,813	723,376	720,953	2,423	4,291,507	4,330,607	-39,100
合計	1,409,068	1,447,713	-38,645	1,420,453	1,382,437	38,016	1,426,707	1,434,652	-7,945	1,402,049	1,438,828	-36,779	1,428,582	1,416,904	11,678	1,428,990	1,411,045	17,945	8,515,849	8,531,579	-15,730





### 3. 令和4年度上半期実献血者におけるラブラッド会員の割合（令和4年4月～令和4年9月）

※実献血者数については、各期間内（上半期・月）における実献血者数を抽出している為、累計値と単月値は一致しない。

#### I. 令和4年度上半期 累計

会員区分	実献血者数		差異
	令和4年上半期	令和3年上半期	
ラブラッド会員	1,131,356	1,013,840	117,516
会員割合	67.0%	60.4%	
非会員	558,007	663,910	-105,903
非会員割合	33.0%	39.6%	
合計	1,689,363	1,677,750	11,613

#### II. 月別

会員区分	実献血者数		差異	実献血者数		差異	実献血者数		差異	実献血者数		差異	実献血者数		差異			
	令和4年4月	令和3年4月		令和4年5月	令和3年5月		令和4年6月	令和3年6月		令和4年7月	令和3年7月		令和4年8月	令和3年8月		令和4年9月	令和3年9月	
ラブラッド会員	271,579	244,351	27,228	287,559	269,484	18,075	287,609	263,873	23,736	284,097	253,568	30,529	282,811	272,303	10,508	278,482	275,998	2,484
会員割合	71.6%	65.2%		73.0%	68.0%		72.4%	65.8%		73.0%	67.5%		74.8%	70.2%		73.6%	69.6%	
非会員	107,564	130,242	-22,678	106,133	127,040	-20,907	109,596	137,215	-27,619	104,887	122,127	-17,240	95,164	115,680	-20,516	100,108	120,343	-20,235
非会員割合	28.4%	34.8%		27.0%	32.0%		27.6%	34.2%		27.0%	32.5%		25.2%	29.8%		26.4%	30.4%	
合計	379,143	374,593	4,550	393,692	396,524	-2,832	397,205	401,088	-3,883	388,984	375,695	13,289	377,975	387,983	-10,008	378,590	396,341	-17,751